

第 8 次行財政改革推進計画

(平成 29～30 年度)

八 王 子 市

目 次

1 推進計画の概要

- (1) 策定の意図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 本計画のローリングにあたっての考え方・・・・・・・・ 1
- (3) 期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

2 取組項目

- (1) 施設マネジメント・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
～施設の現状把握と行政需要の将来予測を踏まえた資産の有効活用～
- (2) 受益者負担の適正化・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
～使用料、手数料、各種負担金における公平性と透明性の確保～
- (3) 補助金制度の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
～「八王子ビジョン 2022」に掲げる市民との協働を推進するため、効果的な制度の構築～
- (4) 分権時代の人材育成・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
～職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築～
- (5) 民間活力の適切な活用を推進・・・・・・・・ 22
～PFI や設置管理許可制度の効果的な活用～
- (6) 情報発信力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
～市民協働の推進と地域経済の活性化に寄与する情報発信～
- (7) 利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開・・・・・・・・ 38
～利用者の利便性向上と効率的なサービス提供～
- (8) 公営企業の経営改革（下水道事業・駐車場事業）・・・・・・・・ 44
～下水道事業、駐車場事業の経営基盤の強化～
- (9) リスクマネジメントの強化・・・・・・・・ 50
～リスク対策と危機管理体制の整理～
- (10) 共通事務の標準化・効率化・・・・・・・・ 56
～横断的な対応による市民サービス向上と業務の効率化～
- 【新規】(11) 行政サービスの執行体制と実施手法の最適化・・・・・・・・ 62
～持続可能な行財政運営のさらなる推進～
- (完了) 指定管理者制度の見直し・・・・・・・・ 66
～施設特性を踏まえた最適な管理運営手法の検証～
- (完了) 行政評価システムの再構築・・・・・・・・ 68
～フルコスト分析と評価指標を用いた評価の実施～

3 取組一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70

1 推進計画の概要

(1) 策定の意図

本計画は、第8次行財政改革大綱（平成26～30年度）（以下「大綱」という）に掲げた改革の目的である「持続可能な行財政運営の推進」を着実に図るため、実行計画として策定するものです。大綱に掲げた重点取組を中心に、具体的な取組内容と実施時期を明確にし、改革を推進してまいります。

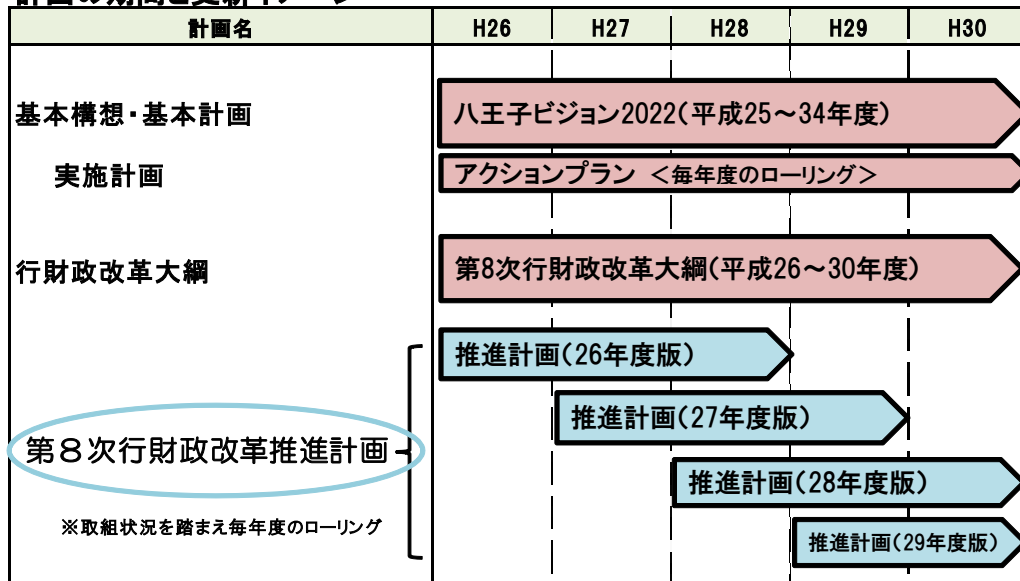
(2) 本計画のローリングにあたっての考え方

今後の財政状況は、市税収入を中心とする歳入の大幅な増が期待できない中で、扶助費など社会保障関係経費の自然増により歳出が増加することが想定されます。そのため、職員一人ひとりのコスト意識を高め、事業執行にあたる必要があります。一方、第8次行財政改革のこれまでの取組で、施設マネジメントの計画や「受益者負担の適正化に関する基本方針」の策定などのしくみづくりを行いました。これらを踏まえ、今年度は「行政コストの最適化」に重点を置いてローリングを行っています。

(3) 期間

本計画の期間は、これまで3か年としてきましたが、本年度は、計画最終年度である平成30年度までの2か年とします。

計画の期間と更新イメージ



2 取組項目

(1) 施設マネジメント 【総括部署：行政管理課】

取組の方向性

公共施設において、将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくため、施設の更新、大規模修繕、維持管理などにかかる財政負担を平準化するとともに、市民の合意形成を得ながら、人口規模に合った施設総量の適正化を図っていきます。

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・「施設白書」を策定し、今後の施設のあり方についての検討を開始

【平成 15 年度】

- ・保全マニュアルを作成し、施設管理者による予防保全を目的とした日常点検の取組を強化

【平成 20 年度～平成 21 年度】

- ・望ましい学校規模にするため、適正配置について基本方針と推進計画を策定し、学校、地域に向けた説明会を実施

【平成 24 年度～平成 27 年度】

- ・固定資産台帳作成に向け、資産評価を実施（土地・建物）

【平成 27 年度】

- ・今後 30 年間に必要となる施設コストを明らかにした「八王子市公共施設白書」と、将来を見据えた施設整備や管理運営、有効活用の基本的な方向性を明示した「公共施設マネジメント基本方針」を策定し、施設の現状や課題について市民との情報共有を推進

【平成 28 年度】

- ・「八王子市公共施設等総合管理計画」を策定し、施設の配置・総量の適正化を図る取組を推進

現状と課題

現 状	学校施設・市民センターなどの建築物や道路・公園などのインフラ施設は、昭和40～50年代の人口急増期に大量に整備したもので、建築後30年を越える建物が全体の約6割を占めています。今後、これらの公共施設が一斉に更新時期を迎えます。また、公共施設に求められる役割は、人口構造の変化や市民のライフスタイルの多様化に伴い変化しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">⊗ 施設保全経費の縮減と財政負担の平準化⊗ 将来にわたる公共施設の安全性の確保と安定運営⊗ 新たな市民ニーズに合わせた既存施設の有効活用と適正配置

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・公共施設の現状や施設マネジメントの取組を多くの市民に理解していただけるよう、周知活動を展開
- ・学校を中心とした周辺施設の複合化について、モデル地域を設定し、地域との合意形成に向けて協議を推進
- ・インフラ系施設について、計画的な予防保全による長寿命化を推進

具体的な取組内容と期間

[改]: 平成 28 年度 of 取組状況を踏まえ見直した取組

取組内容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 施設の情報整理・活用【とりまとめ部署：行政管理課】					
① 公共施設の実態把握	完了				
ア 資産データと利用状況の把握					
イ 公共施設白書の作成・公開	完了				
ウ 情報を一元管理するシステムの構築・運用			構築	運用	
② 複式簿記導入によるストック情報の管理					
ア 発生主義会計を導入	完了				
イ 公会計制度のもと、施設に関する会計情報を複合化、機能移転、用途廃止等に活用			・人件費や減価償却費を含めたフルコストを把握し、機能移転等に活用		
2 施設マネジメント全体に関わる計画の策定【とりまとめ部署：行政管理課】					
① 基本方針、推進計画の策定					
ア 施設マネジメント基本方針の策定	完了				
イ 公共施設等総合管理計画※の策定	完了				
※公共施設等総合管理計画は、公共施設白書（施設等の現状）、公共施設マネジメント基本方針（施設の今後のあり方）、推進計画（施設類型別の取組の方向性）の内容を盛り込んだ計画。					
② 計画的な保全に向けた取組					
ア 保全計画の策定					
大規模修繕の実施時期と維持管理コストを算出し、コストを平準化					ロールアウト（実施計画反映）
[改] 3 施設マネジメントの展開【とりまとめ部署：行政管理課】					
① 建物施設のマネジメント					
ア 施設マネジメントについて市民と情報共有					
パネル展やオープンハウス型説明会 ¹ を開催し、公共施設の現状と課題について周知					・パネル展又は説明会の開催（開催予定地域） 浅川、南大沢、元八王子、川口、石川、北野、八王子駅周辺
イ 今後の学校のあり方について意見交換					
小中一貫校又は義務教育学校、適正配置などについて、学校関係者や地域と情報共有・意見交換					・市立小・中学校適正配置推進計画の見直し ・学校関係者や地域と、今後の学校のあり方について意見交換
ウ 学校を中心とした施設の再編					
複合化のモデル地域を設定し、地域の合意形成を図りながら再編を実施					・学校の再編方針を踏まえ、複合化の拠点となる学校及び対象地域の絞り込み ・対象地域の住民と意見交換を行った上で、複合化のモデル地域を設定（平成 30 年 1 月～9 月） ・モデル地域において有識者を交えたワークショップを開催（5 回）
エ 施設ごとの状況に応じた再編					
老朽化が顕在化した施設等、施設ごとの状況に応じ、複合化、機能移転、用途廃止等を実施					
② インフラ施設のマネジメント					
ア 予防保全による長寿命化の実施					
計画的な点検、調査、修繕の実施					

¹ 「オープンハウス型説明会」・・・説明パネル等を展示し、担当者が補足説明をしながら意見等を伺う形式の説明会

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 施設の情報整理・活用	① 公共施設の実態把握 <取組の展開> 構造・設備等の施設の基本情報、光熱水費や利用状況といった施設マネジメントに必要な情報を一元管理できるシステムを構築し、長寿命化・複合化、施設の再配置などの検討や地域説明会、ワークショップの資料として活用する。
	ア 資産データと利用状況の把握
	イ 公共施設白書の作成・公開
	ウ 情報を一元管理するシステムの構築・運用
	(ア) システム化を図る業務の精査、要件定義、事業者への情報提供
	(イ) 仕様書作成、IT業者選定委員会、契約締結
	(ウ) システムリリース、データ移行、検証、試験運用
	(エ) 本運用。施設の修繕履歴や点検結果を入力し、劣化状況を把握した上で長寿命化や複合化、施設再配置の検討に活用。建物の基本情報や運営状況をまとめた施設カルテを地域説明会やワークショップにおける資料として活用。
	② 複式簿記導入によるストック情報の管理 <取組の展開> 施設ごとに明らかになる減価償却累計額や事務事業評価におけるフルコスト分析の情報を、施設の複合化、機能移転、用途廃止等に活用する。
	ア 発生主義会計を導入
	イ 公会計制度のもと、施設に関する会計情報を複合化、機能移転、用途廃止等に活用
	(ア) 公会計制度に基づく財務会計システムの運用、日々仕訳の実践
	(イ) 施設ごとの人件費や減価償却費を含めた前年度のフルコストを把握
	(ウ) フルコスト情報と固定資産台帳のデータを施設の複合化、機能移転、用途廃止等に活用
2 施設マネジメント全体に関わる計画の策定	① 基本方針、推進計画の策定 <取組の展開> 公共施設等の現況及び将来の見通し、今後の公共施設のあり方についての基本的な方針、施設類型別の取組方針をまとめた「公共施設等総合管理計画」を策定。本計画に基づき、建物施設、インフラ系施設について施設マネジメントの取組を進めていく。
	ア 施設マネジメント基本方針の策定
	イ 公共施設等総合管理計画の策定
	② 計画的な保全に向けた取組 <取組の展開> 策定した保全計画に基づき、施設の修繕、改修を実施する。施設の点検結果や修繕・改修の実施状況を踏まえ、保全計画のローリングを行う。また、年度により変動する保全費用に対応するため、基金のあり方について整理する。
	ア 保全計画の策定
	(ア) 【一般建物・学校・住宅】市有建物全体で平準化を調整し、保全計画を策定
	(イ) 【一般建物・学校・住宅】保全計画のローリング
	(ウ) 【トンネル】保全計画の策定
	(エ) 【トンネル】保全計画のローリング
	(オ) 【道路】路面性状調査の実施
	(カ) 【道路】データ解析、調査結果とりまとめ

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成27年3月)							
完了(平成27年10月)							
完了(平成28年3月)							
完了(平成27年10月)							
完了(平成29年3月)							
(平成28年度実施済み)							

取組内容	行動内容
2 施設マネジメント全体に関わる計画の策定	(キ) 【道路】保全計画のローリング
	(ク) 【橋りょう】保全計画のローリング
	(ケ) 【公園】維持管理コストを算出後、平準化し保全計画を策定
	(コ) 【公園】保全計画のローリング
	(サ) 各保全計画、公共施設等総合管理計画を踏まえ、基金のあり方について整理（既存基金の整理・活用、新規基金の設置など）
	(シ) 整理した内容に基づき、基金の整備
[改]3 施設マネジメントの展開	<p>① 建物施設のマネジメント</p> <p>〈取組の展開〉 施設類型別の取組方針を定めた「公共施設等総合管理計画」に基づき、市民との情報共有を図りながら複合化や多機能化を実施する。学校を中心とした施設については地域と合意形成を図りながら再編を行う。また、老朽化が顕在化した施設等、施設ごとの状況に応じて、資産データと利用状況から機能移転、用途廃止等を検討し、地域や施設利用者と合意形成を図りながら再編を行う。</p> <p>ア 施設マネジメントについて市民と情報共有</p> <p>(ア) パネル展、オープンハウス型説明会開催準備（開催場所との調整など）</p> <p>(イ) 公共施設の現状と課題について市民と情報共有を図るため、パネル展、オープンハウス型説明会の実施（予定地域：浅川、南大沢、元八王子、川口、石川、北野、八王子駅周辺）</p> <p>イ 今後の学校のあり方について意見交換</p> <p>(ア) 小規模校の今後のあり方、小中一貫校の考え方、各学校の老朽化度合や複合化を考慮した、学校の再編方針について検討</p> <p>(イ) 市立小・中学校適正配置推進計画の見直し</p> <p>(ウ) 学校関係者や地域と小中一貫校又は義務教育学校、適正配置などについて情報共有し、意見交換</p> <p>ウ 学校を中心とした施設の再編</p> <p>(ア) 学校の再編方針を踏まえ、複合化の拠点となる学校の絞り込み</p> <p>(イ) 対象とした地域において、地域住民及び学校関係者への説明会を開催し、地域と意見交換を行った上でモデル地域を設定</p> <p>(ウ) モデル地域周辺施設の資産と利用状況データの整理</p> <p>(エ) 建築の専門家を交えたワークショップ（全5回）を実施し、学校に複合する施設を検討</p> <p>(オ) 対象地域について実施計画策定（適正配置推進計画と整合）</p> <p>(カ) 実施計画を踏まえた実践（実践結果を踏まえ、翌年度ローリング）</p> <p>(キ) モデル地域における実践を踏まえ、他地域へ複合化、多機能化を展開</p> <p>エ 施設ごとの状況に応じた再編</p> <p>(ア) 老朽化が顕在化した施設等、施設ごとの状況に応じ、資産データと利用状況を踏まえ、複合化、機能移転、用途廃止等を検討</p> <p>(イ) 説明会を開催し、地域、施設利用者と意見交換</p> <p>(ウ) 複合化、機能移転、用途廃止等の実施</p> <p>② インフラ施設のマネジメント</p> <p>〈取組の展開〉 施設類型別の取組方針を定めた「公共施設等総合管理計画」を踏まえ、施設の長寿命化を実施する。</p> <p>ア 予防保全による長寿命化の実施</p> <p>(ア) 計画的な点検、調査、修繕の実施</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
			→				→
						→	→
→							
		→	→			→	→
→	→						
							→
→							
			→				→
→							→
→							
		→					
		→					
			→				→
→							
			→				
			→	→			
			→	→			
					→		→
							→
							→
							→
→							
			→				→
		→	→			→	→
			→	→			→
→							
			→				→

(2) 受益者負担の適正化

【総括部署：行政管理課】

取組の方向性

行政サービスの提供にあたり、税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の割合についての考え方を整理し、公平性と透明性を確保するしくみを構築していきます。

これまでの取組

【平成6年度】

- ・公の施設の使用料について、「八王子市使用料等検討会」からの「既存有料施設の料金適正化について」の提言を踏まえ改定

【平成10年度】

- ・斎場式場、テニスコートの使用料について、近隣自治体や民間施設の同種の施設と比較検討し改定
- ・住民基本台帳等閲覧、放置自転車撤去の手数料について、行政コスト及び他市の状況を踏まえ改定

【平成12～13年度】

- ・「受益者負担の適正化検討委員会」において、適正な費用負担のあり方についての考え方を整理

～平成13年度以降の主な見直し～

区 分	見直し内容	改定年度
保育運営費負担金	国基準額の引き上げに伴う改定（13年度） 定率減税に伴う改定（19年度） 子ども・子育て支援新制度施行に伴う改定（27年度）	13・19・27年度
こども科学館等10施設の使用料	土曜日のこども料金を無料化	14年度
ごみ処理手数料	指定収集袋によるごみ処理手数料を設定	16年度
各種がん検診自己負担額	がん検診自己負担額設定による有料化	18年度
市民センター等5施設の利用料	ホール等舞台面や利用率の低い場所を一部改定	19年度
し尿処理手数料	下水道への接続促進を図るため改定	23年度
松木公園テニスコート使用料	全面改修工事と合わせて改定	25年度
富士森公園テニスコート使用料	全面改修工事と合わせて改定	27年度
家庭系・事業系の持ち込みごみ処理手数料	さらなるごみの減量と資源化の推進を図るため改定	27年度
上柚木公園テニスコート使用料	全面改修工事と合わせて改定	28年度

【平成28年度】

- ・「公費負担」と「受益者負担」の考え方を明確にした「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定し、公平性と透明性を確保する取組を推進

現状と課題

現 状	行政サービスの提供にかかる経費（コスト）を分析し、施設使用料や手数料の受益者負担の適正化を図ってきましたが、統一的な視点による定期的な見直しは行ってきませんでした。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 受益者負担額の算定における公平性・透明性の確保と原価の変動に対する適切な対応 ⊙ 施設の性質や初期投資（イニシャルコスト）を踏まえた受益者負担の適正性の確保 ⊙ 減免制度の透明性と公平性の確保

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・毎年の原価調査に加え、近隣自治体や庁内における同種の施設、事務との比較・分析を行い、個別の状況を踏まえ、受益者負担の適正化を推進

具体的な取組内容と期間

[改]: 平成 28 年度 of 取組状況を踏まえ見直した取組

取 組 内 容	期 間					
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	
1 実態把握【とりまとめ部署：行政管理課】						
原価（行政コスト）調査 ア 原価調査、施設ごとの利用状況調査と現状分析を毎年度実施						
2 受益者負担の基本方針の策定【とりまとめ部署：行政管理課】						
① 基本的事項の検討・整理 ア 受益者負担額の算定にかかる基本的事項について考え方を整理 イ 庁内委員会で、基本的事項を適用した場合の課題と適用手法の考え方について整理	完了					
② 外部検討会での意見聴取	完了					
③ 基本方針の策定	完了					
3 基本方針を踏まえた取組【とりまとめ部署：行政管理課】						
[改]基本方針を踏まえた個別取組 ア 直営施設における使用料の算出 イ 指定管理者制度導入施設における使用料等の算出 ウ 個別事務にかかる手数料の算出	【使用料等を算出するための判断要素】 <統一的な判断要素> ・原価に含める経費 ・施設の性質別負担割合 ・算定方法 <個別の状況を踏まえた判断要素> ・同種施設や事務との均衡 ・施設の設置目的や利用実態 ・現状と新たに算出した料金との乖離状況 ・減免の適用に関する政策判断					
4 事務の見直し、効率化【とりまとめ部署：行政管理課】						
行政コストの縮減（事務見直し） ア 事務事業評価や原価（行政コスト）調査結果を分析し、事務改善を実施	比較・分析				改善	
【実施内容】 ・比較可能な対象項目の洗い出し ・同一目的で利用される施設の運営比較 ・手数料等にかかる同一事務のコスト比較						

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 実態把握	<p>原価(行政コスト)調査 <取組の展開> 前年度の決算ベースの利用状況と、人件費や物件費、減価償却費等の原価に含める経費の調査を行い、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づいた、使用料・手数料等の算定に活かしていく。また、基本方針において、原則5年ごとに料金の見直しを行うことを示しているため、経年でのデータの蓄積及び分析を行っていく。</p> <p>ア 原価調査、施設ごとの利用状況調査と現状分析を毎年度実施</p> <p>(ア) 前年度決算ベースの原価調査、利用状況調査実施</p> <p>(イ) 経年分析のために、原価調査結果及び利用状況調査結果のデータを整理し蓄積</p>
2 受益者負担の基本方針の策定	<p>① 基本的事項の検討・整理 <取組の展開> 税で負担する「公費負担」と、利用者が負担する「受益者負担」の考え方を明確にし、公平性と透明性を確保するため、「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定し、基本方針に基づいた運用を図っていく。</p> <p>ア 受益者負担額の算定にかかる基本的事項について考え方を整理</p> <p>イ 庁内委員会で、基本的事項を適用した場合の課題と適用手法の考え方について整理</p> <p>② 外部検討会での意見聴取</p> <p>③ 基本方針の策定</p>
3 基本方針を踏まえた取組	<p>[改]基本方針を踏まえた個別取組 <取組の展開> 基本方針を踏まえ原価調査を行い、近隣自治体や市内における同種の施設や事務との比較・分析を行い、個別の事情を踏まえ、直営施設及び指定管理者制度導入施設における使用料等及び各事務における手数料の適正化を図る。</p> <p>ア 直営施設における使用料の算出</p> <p>(ア) 原価調査及び近隣自治体や、市が管轄している同種の施設との比較など、個別の事情を加味し、適正な使用料を検討</p> <p>(イ) 各直営施設における適正な使用料を算出、方向性の決定</p> <p>イ 指定管理者制度導入施設における使用料等の算出</p> <p>(ア) 原価調査及び近隣自治体や、市が管轄している同種の施設との比較など、個別の事情を加味し、適正な使用料等を検討</p> <p>(イ) 各指定管理者制度導入施設における適正な使用料等を算出、方向性の決定</p> <p>ウ 個別事務にかかる手数料の算出</p> <p>(ア) 近隣自治体や市が行う同種の事務との比較を行った上で、適正な手数料を検討</p> <p>(イ) 適正な手数料を算出、方向性の決定</p>
4 事務の見直し、効率化	<p>行政コストの縮減(事務見直し) <取組の展開> 同一目的で利用される施設や同一事務において、事務事業評価や原価(行政コスト)調査結果をもとに、行政コスト縮減に向けた見直しを行う。</p> <p>ア 事務事業評価や原価(行政コスト)調査結果を分析し、事務改善を実施</p> <p>(ア) 事務事業評価や原価調査結果の活用による、同一目的で利用される施設の運営比較、手数料等にかかる同一事務のコスト比較による課題の洗い出し</p> <p>(イ) 行政コストの縮減に向けた事務の見直しと改善</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成28年3月)							
完了(平成29年3月)							
完了(平成29年3月)							
完了(平成29年3月)							

(3) 補助金制度の見直し

【総括部署：財政課】

取組の方向性

補助金制度について、行政の補完、支援等の役割を効果的に発揮できるよう見直しを行います。

これまでの取組

【平成9年度】

- ・各種団体への任意奨励的補助金と市条例・規則・要綱等補助金について見直しを行い、77事業について、廃止、削減、整理統合を実施

【平成12年度】

- ・新たな補助金制度の確立を図るため、市民委員による補助金等検討会を設置し、市民と行政の本来的な役割分担の検討を開始

【平成13～14年度】

- ・補助金等検討会から受けた提言を踏まえ、新たな補助金制度の創出や任意奨励的補助金の終了などを示した基本方針を策定し、補助金制度を再構築

【平成15年度】

- ・新たな補助金制度の運用開始。交付にあたり要綱等の制定を義務付けることで、公平性と透明性を確保
- ・市民の自由で柔軟な発想による新たな公共サービスの提供とその担い手の育成を目的とした「市民企画事業補助金制度」を創設し、運用を開始

【平成19～21年度】

- ・補助事業について、市職員が市民委員や学識経験者とともに点検を行い、59事業について建設的な視点から見直しを実施




現状と課題

現 状	平成14年度に市民と市の協働関係を支えるしくみとして補助金制度の再構築を行い、公平性・透明性を確保してきました。また、市民企画事業補助金制度を創設し、市民活動団体の自立化を促進し、活動をサポートしています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">ⓐ 誘導的・促進的な政策補助金の効果的な活用（補助金制度の活用目的の明確化）ⓑ 行政目的を達成した補助金や効果の薄れた補助金の確実な見直し（達成目標や終期設定の制度化）ⓒ 市民活動を実行する市民とサポートする市民の連携促進ⓓ 市民企画事業補助金制度の検証と見直し

平成28年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・所管課が行った個別補助金の総点検の結果や庁内検討会、外部検討会における意見を踏まえ、市の政策目的や補助金事業の性質による分類方法と補助率や終期の設定などに関する考え方を整理し、新たな制度を構築

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
補助金制度の検証・見直し【とりまとめ部署：財政課】					
① 実態調査と現状分析 ア 現行制度創設時との現状比較 イ 課題の整理 ウ 補助金事業の効果検証	完了	完了	完了		
② 補助金制度の方向性の決定 ア 内部検討会において、効果的な補助金制度とするための基本的項目についての考え方を整理 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【平成 29 年度開催内容】 開催回数：4回 期間：5月～9月 検討項目：終期の区分、負担率、見直し基準、性質による分類方法について</p> </div> イ 外部検討会において、内部検討会での整理内容について意見聴取 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>【平成 29 年度開催内容】 開催回数：3回 期間：10月～11月 検討項目：内部検討会において整理した、終期の区分、負担率、見直し基準、性質による分類方法について</p> </div> ウ 内部検討会、外部検討会の意見を踏まえ見直しの方向性を決定					
③ 制度の見直し ア 新たな制度の構築 イ 見直した制度に基づき、市民企画事業補助金をはじめとした既存補助金を整理					

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
補助金制度の検証・見直し	<p>① 実態調査と現状分析</p> <p><取組の展開> 現行制度における課題を把握・分析し、補助金の必要性や効果性を検証する。</p>
	<p>ア 現行制度創設時との現状比較</p>
	<p>イ 課題の整理</p>
	<p>ウ 補助金事業の効果検証</p>
	<p>② 補助金制度の方向性の決定</p> <p><取組の展開> 28年度に整理した補助金制度の見直し案について、庁内検討会及び外部検討会での意見を踏まえ、見直しの方向性を決定する。</p>
	<p>ア 内部検討会において、効果的な補助金制度とするための基本的項目についての考え方を整理</p>
	<p>(ア) 終期の区分、負担率、見直し基準、性質による分類方法のあり方について検討</p>
	<p>(イ) 民間事業者や市民の資金を取り込んだ見直しの方向性の検討</p>
	<p>(ウ) 検討した事項について考え方を整理</p>
	<p>イ 外部検討会において、内部検討会での整理内容について意見聴取</p>
	<p>(ア) 懇談会の参加者の選定（学識経験者、団体代表、公募市民）</p>
	<p>(イ) 外部検討会の開催</p>
	<p>(ウ) 意見聴取内容の整理</p>
	<p>ウ 内部検討会、外部検討会の意見を踏まえ見直しの方向性を決定</p>
	<p>(ア) 検討会の意見を踏まえた方向性の整理</p>
	<p>(イ) 方向性の決定</p>
	<p>③ 制度の見直し</p> <p><取組の展開> 決定した見直しの方向性を踏まえ、制度の見直しを実施。見直した制度に基づき既存補助金を整理する。</p>
	<p>ア 新たな制度の構築</p>
	<p>(ア) 見直しの方向性を踏まえ制度の見直しを実施</p>
	<p>イ 見直した制度に基づき、市民企画事業補助金をはじめとした既存補助金を整理</p>
	<p>(ア) 見直した制度に基づき、各所管課において既存の補助金を整理</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成28年3月)							
完了(平成28年3月)							
完了(平成29年3月)							

(4) 分権時代の人材育成 【総括部署：職員課】

取組の方向性

「八王子ビジョン 2022」に掲げた施策を効果・効率的に実現するため、職員に求められる役割や能力要件を再考し、組織活力の向上を図る取組を推進します。

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・「八王子市人材育成基本方針」を策定し、「やる気を高め、人を活かす人事制度」「能力を引き出し、高める研修制度」「人を育て、活力を生み出す職場づくり」を柱として、職員一人ひとりの意欲と能力の向上を図る取組を開始

【平成 25 年度】

- ・職員能力開発の指針として「八王子市研修基本方針」を策定し、「職員力向上」と「組織力強化」を図る取組を推進
- ・先行市への視察や職員のさらなる意識改革を図ることを目的とした研修を開始

【平成 27 年度】

- ・「八王子市人材育成基本方針」を改定するとともに、人材育成のための実施計画を策定し、職員と組織が成長するための取組を推進

現状と課題

現 状	地方分権の進展や高齢化の進行など社会環境が変化する中において、職員に求められる役割や能力も多様化・高度化しています。平成27年4月の中核市移行後、東京都から移譲された事務権限を最大限に活用し、地域特性に合った施策を展開することが期待されています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">⊙ 職員自らが継続的に自己啓発に取り組む職場風土の醸成⊙ 職員の能力を最大限に引き出す人事制度の構築⊙ 地方分権に伴い移譲される権限を活用し、地域の実情に応じた効果的な事業を主体的に企画し、実行する職員能力の向上⊙ 組織全体の機能向上

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・職員一人ひとりの事務処理能力、コミュニケーション能力、専門的能力を高めるための研修を実施し、組織の生産性を向上
- ・すべての職員が意欲を持ち働き続けられる職場環境づくりのため、ワークライフバランスを推進

具体的な取組内容と期間

[新]：平成 28 年度 of 取組状況を踏まえた新規取組

[改]：平成 28 年度 of 取組状況を踏まえ見直した取組

取 組 内 容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 新たな人材育成基本方針の策定【とりまとめ部署：職員課】					
① 「八王子市人財育成プラン」の策定	完了				
[改] ② 適材適所の実現と人材育成を進める 人事制度の推進 ア 職員の希望や専門性を活かした人事配置を行うための FA 制度の導入・運用 イ 組織横断的に先輩職員が後輩職員をサポートすることで意欲向上に繋げるメンター制度の導入・運用				導入 →	運用 →
	・メンター制度の導入に向け、先進事例を研究し、平成 29 年度は女性職員を対象に実施予定			導入 →	運用 →
③ 働きやすく活力ある職場づくりの推進 ア 時間外勤務削減の取組強化、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりの推進				→	
	・時間外削減など個人意識への働きかけ ・組織内での協力と相互理解の醸成 ・業務の削減に向けた意識啓発				
2 分権時代に対応した研修の実施【とりまとめ部署：職員課】					
[新] ① 女性活躍推進のための研修の充実 ア 女性が持てる力を十分に発揮できるよう、「女性のためのキャリアデザイン研修」を再構築				再構築 →	運用 →
	・昇任者を対象に行っていた「女性のためのキャリアデザイン研修」を見直し、全職員（職層別）に対しキャリアアップを意識付ける研修を実施 （平成 29 年 8 月実施予定）				
② 事務能力の向上 ア 管理職を対象にマネジメント力を育成 イ 課長補佐職を対象に昇任の必修研修としてマネジメント研修を実施 ウ 管理職以外の職員を対象に文書、契約、財務、会計など基礎事務研修を反復して実施			→	→	→
			→	→	→
			→	→	→
③ 協働によるまちづくりのための能力向上 ア 協働によるまちづくりを推進するため、ファシリテーション力、コミュニケーション力、折衝・交渉力向上研修を実施	→	→	→	→	→

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 新たな人材育成基本方針の策定	<p>① 「八王子市人財育成プラン」の策定</p> <p><取組の展開> 「市民の信頼に応える職員」、「自らを高める職員」、「組織力を向上させる職員」をめざす職員像として設定。それを実現するための支援策として「人事制度」、「研修制度」、「職場づくり」を見直し、取組を推進。</p>
	<p>[改]② 適材適所の実現と人財育成を進める人事制度の推進</p> <p><取組の展開> 組織内で人が育つしくみとして、先輩職員が後輩職員をサポートし、課題や悩みを解決するメンター制度を新設。</p>
	<p>ア 職員の希望や専門性を活かした人事配置を行うためのFA制度の導入・運用</p>
	<p>(ア) 他市事例の研究</p>
	<p>(イ) 各所管が求める「知識・スキル・能力」について集約・明確化し、意向調査において活用</p>
	<p>(ウ) 人事異動へ反映するしくみを研究</p>
	<p>(エ) FA要件、申請から異動までの手続きを整理し、制度設計・構築</p>
	<p>(オ) 庁内周知</p>
	<p>(カ) 意向調査へ反映</p>
	<p>(キ) 人事異動へ反映</p>
	<p>イ 組織横断的に先輩職員が後輩職員をサポートすることで意欲向上に繋げるメンター制度の導入・運用</p>
	<p>(ア) メンター制度導入自治体の事例を研究</p>
	<p>(イ) メンター制度導入に向けた制度設計と構築</p>
	<p>(ウ) メンター制度の導入と周知</p>
	<p>(エ) 運用</p>
	<p>(オ) 運用における課題の抽出と整理</p>
	<p>③ 働きやすく活力ある職場づくりの推進</p> <p><取組の展開> 組織の活力の維持・向上を図るため、組織を支える個々の職員が、生活状況に応じ、心身ともに充実した状態で業務を遂行できる環境づくりに向け、ワークライフバランスを推進。時間外勤務削減の取組を強化。</p>
	<p>ア 時間外勤務削減の取組強化、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境づくりの推進</p>
	<p>(ア) 特定事業主行動計画の策定</p>
	<p>(イ) ワークライフバランスの意義や実現のための取組を学ぶeラーニングの実施</p>
	<p>(ウ) 朝型勤務など多様な働き方の実施と検証</p>
	<p>(エ) 育児休業者復帰支援研修の実施と検証</p>
	<p>(オ) 働き方改革のための研修の実施と検証</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
完了(平成27年6月)							
→				→			
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
→							
	→						
		→					
→	→			→			
		→				→	
→				→			
→							
	→						
		→					
		→					
				→			
						→	
→				→			
(平成28年度実施済み)							
→				→			
→	→			→	→		
→	→			→	→		
	→						→

取組内容	行動内容
2 分権時代に対応した研修の実施	<p>[新]① 女性活躍推進のための研修の充実 <取組の展開> キャリアアップに対する不安の払しょくと、昇任意欲促進につながる具体的な行動や考え方の模範を紹介する。また、従来から行っているキャリアデザイン研修を実施方法から見直し、充実を図る。</p>
	<p>ア 女性が持てる力を十分に発揮できるよう、「女性のためのキャリアデザイン研修」を再構築</p> <p>(ア) 研修企画（研修の見直しと再構築）</p> <p>(イ) 課長補佐職以下向け研修の実施</p> <p>(ウ) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理</p>
	<p>② 事務能力の向上 <取組の展開> 課長職、課長補佐職のマネジメント研修において、より少人数で研修を実施し、充実を図る。また、課長補佐職以下の職員を対象に、基礎的な事務能力を向上させるため、基礎事務研修をサイクル研修として実施。</p>
	<p>ア 管理職を対象にマネジメント力を育成</p> <p>(ア) 研修企画（研修の見直しと再構築）</p> <p>(イ) 文書事務・契約・会計・財政について、内部講師によるマネジメントのポイントについて研修を実施</p>
	<p>イ 課長補佐職を対象に昇任の必修研修としてマネジメント研修を実施</p> <p>(ア) ビジネスマネジャー研修の実施</p> <p>(イ) ビジネスマネジャー検定（7月・11月）の受検</p>
	<p>ウ 管理職以外の職員を対象に文書、契約、財務、会計など基礎事務研修を反復して実施</p> <p>(ア) 内部講師による基礎事務研修の実施（文書、契約、財務、会計）（3年に1回のサイクル研修）（主査職以下対象）</p> <p>(イ) 文書事務について、eラーニング研修の実施（課長補佐職以下対象）</p> <p>(ウ) 内部講師による文書の処理・公文書の作成にかかる研修の実施（文書取扱主任対象）</p> <p>(エ) 外部講師による文章力研修の実施（文書取扱主任・課長補佐職対象）</p> <p>(オ) 内部講師による契約、財務、会計の能力向上研修の実施（実務者対象）</p> <p>(カ) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理</p>
	<p>③ 協働によるまちづくりのための能力向上 <取組の展開> 質の高い合意形成を生み出す力を育成するため、ファシリテーション力・コミュニケーション力の向上を図る。</p>
	<p>ア 協働によるまちづくりを推進するため、ファシリテーション力、コミュニケーション力、折衝・交渉力向上研修を実施</p> <p>(ア) 研修企画</p> <p>(イ) コミュニケーション力向上研修の実施</p> <p>(ウ) 市町村職員研修所への派遣（ファシリテーション研修、アサーティブコミュニケーション研修等）</p> <p>(エ) 研修内容の検証・次年度研修企画へ向けた課題整理</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3

(5) 民間活力の適切な活用を推進

【総括部署：行革推進課】

取組の方向性

民間のノウハウを活用した効果・効率的な事業を推進するとともに、ネーミングライツ・広告収入事業の展開や、都市公園法に基づく設置管理許可制度の活用など、官民連携事業を推進します。

これまでの取組

民間活力の活用

【平成 14 年度】

- ・「八王子市公園アドプト制度」により、市民が公園管理者と協働して公園の維持管理を行う取組を開始（平成 29 年 3 月 31 日時点 登録団体数 273 団体）

【平成 15 年度】

- ・「八王子市道路アドプト制度」により、市民が市と協働して道路の清掃や植栽帯の刈り込み・除草などを行う取組を開始（平成 29 年 3 月 31 日時点 登録団体数 59 団体）

新たな歳入の確保

【平成 14 年度】

- ・ホームページのバナー広告、封筒への広告掲載を開始

【平成 17 年度】

- ・市民参加型のミニ市場公募債を発行し、行政への参加意識の高揚と資金調達の多様化を推進

【平成 23 年度】

- ・ネーミングライツ（命名権）を導入（平成 23 年度：市民会館、平成 25 年度：こども科学館、平成 26 年度：総合体育館、平成 27 年度：富士森公園野球場）
- ・行政財産内に自動販売機を設置する場合の取扱いを整理し、自主財源の確保と設置業者選定の公平性・透明性を確保

【平成 26 年度】

- ・都市公園内における設置管理許可にかかる使用料について、行政財産の貸付けを行う場合の算定方法との整合を図り、公平性・透明性を確保

施設の整備・運用

【平成 16 年度】

- ・公の施設に指定管理者制度を導入し、効果・効率的な管理運営を推進

【平成 17 年度】

- ・富士森公園の市民プール跡地に、都市公園法に基づく「設置管理許可」の手法を用いたフットサルコートを設置し、民間事業者が提供主体となる公共サービスを開始（平成 18 年 3 月 25 日）

【平成 23～26 年度】

- ・「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI 法）」に基づく手法により、「八王子市総合体育館（エスフォルタアリーナ八王子）」を整備（平成 26 年 10 月 1 日オープン）

現状と課題	
現状	公共施設アドプト制度や指定管理者制度の導入など、民間の活力を活用して事業を推進しています。また、ネーミングライツや広告事業などの官民連携事業を進め、自主財源の確保に努めるとともに、指定管理者制度、PFI などの実施手法を、事業の特性に応じて活用しています。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ⊙ 民間活力の活用可能性の検討 ⊙ 広告事業やネーミングライツなどの官民連携事業の拡大 ⊙ PFI や設置管理許可制度の効果・効率的な活用による市民サービスの向上と行政コストの削減

平成 28 年度 の 取組 状況 を 踏ま えた 今後 の 展開

- ・民間集合住宅を活用した市営住宅の新たな整備手法の導入など、民間の資源やノウハウを活用した事業の検討
- ・広告事業の募集について、ホームページによる募集で応募がなかった場合、民間事業者が全国的に募集を行う 2 段階の広告募集方式を導入
- ・公共施設の整備にあたり、事業手法の選択に関するガイドラインを策定し、透明性と効率性を向上

具体的な取組内容と期間 [改]: 平成 28 年度 の 取組 状況 を 踏ま えて 見直 した 取組

取組内容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 民間の活力やノウハウを活用した事業推進と歳入確保策の展開【とりまとめ部署：行革推進課】					
① 民間のノウハウを活用した事業の推進 ア 民間住宅を活用した市営住宅の新たな整備手法の導入や、施設や地域特性に応じたサービス提供主体の見直しの推進		→	→	→	→
[改]② ネーミングライツや広告事業の効果的な展開 ア ネーミングライツ導入施設の拡大 イ 民間事業者のノウハウを活用した広告収入確保策の展開 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・ホームページによる募集で応募がなかった場合、民間事業者が全国的に募集を行う 2 段階の広告募集方式を導入 </div>	→	→	→ 導入	→ 運用	→ 運用
2 施設の整備・運用における民間活用【とりまとめ部署：行革推進課】					
PFI、設置管理許可制度等公共施設の整備手法の調査・研究 ア 「八王子市公共施設整備等における事業手法の選択に関するガイドライン」の策定と運用 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> ・公共施設の整備にあたり、実施手法の選択に関する考え方を明確にし、透明性を確保する </div>			→ 策定	→ 運用	

<ロードマップ>

取組内容	行動内容	
<p>1 民間の活力やノウハウを活用した事業推進と歳入確保策の展開</p>	<p>① 民間のノウハウを活用した事業の推進</p> <p><取組の展開> 従来行政が担ってきたが、民間の資源やノウハウを活用することで効果・効率的な事業展開が期待できる分野において、民間活力の活用可能性を検討する。</p> <p>ア 民間住宅を活用した市営住宅の新たな整備手法の導入や、施設や地域特性に応じたサービス提供主体の見直しの推進</p> <p>(ア) 市営住宅の新たな整備手法の構築</p> <p>(イ) 施設や地域特性に応じたサービス提供主体の見直しの検討・実施</p>	
	<p>[改]② ネーミングライツや広告事業の効果的な展開</p> <p><取組の展開> ネーミングライツや広告事業の効果や課題を検証し、その結果を踏まえ、広告媒体に応じた効果的な展開を図る。</p> <p>ア ネーミングライツ導入施設の拡大</p> <p>(ア) ネーミングライツ導入可能施設の洗い出し</p> <p>(イ) 施設所管課との調整</p> <p>(ウ) 契約締結</p> <p>イ 民間事業者のノウハウを活用した広告収入確保策の展開</p> <p>(ア) 官民連携事業に関して行政及び民間事業者双方のニーズを把握</p> <p>(イ) 民間事業者と協定を締結</p> <p>(ウ) 関連所管課との調整</p> <p>(エ) 民間事業者のノウハウを活用した新たな広告収入確保策の展開</p>	
	<p>2 施設の整備・運用における民間活用</p>	<p>PFI、設置管理許可制度等公共施設の整備手法の調査・研究</p> <p><取組の展開> PFIや設置管理許可制度など民間事業者のノウハウを活用した公共施設の整備・運用手法の調査・研究を行い、効果・効率的な施設管理を推進する。</p> <p>ア 「八王子市公共施設整備等における事業手法の選択に関するガイドライン」の策定と運用</p> <p>(ア) 施設特性を踏まえ、事業手法の選択に関するガイドラインの策定</p> <p>(イ) 八王子市公共施設整備等における事業手法の選択に関するガイドラインに基づいた検討</p> <p>(ウ) 適切な事業手法の決定</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
(平成28年度実施済み)							
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			

(6) 情報発信力の強化

【総括部署：都市戦略課、情報管理課】

取組の方向性

定住人口の維持、交流人口の増につなげるため、シティプロモーションの取組を推進するとともに、市政への市民参加を促進するため、分かりやすく効果的な情報発信を行います。このほか、市が保有する多様なデータを市民や企業等がいつでも取り出して利活用できるようにする公共データの民間開放（オープンデータ）の取組を推進します。

これまでの取組

【平成 20 年度】

- ・「市政情報の公表または提供、説明責任」を明示した市民参加条例を制定し、市民参加を促進
- ・モバイル版ホームページをリニューアルし、多様な媒体による情報発信を実施

【平成 22 年度】

- ・広報「はちおうじ」の各戸配布を開始
- ・八王子駅南口に市政情報掲示板を設置し、新たな情報発信媒体として運用を開始

【平成 24 年度】

- ・市の施策やイベントなどの PR 動画を YouTube により配信開始
- ・来街者への情報発信機能の充実を図るため、八王子駅北口に観光案内所「八王子インフォメーションセンター」を設置

【平成 25 年度】

- ・Facebook と Twitter を開設し、タイムリーな市政情報の発信を開始
- ・来街者への情報発信機能の充実を図るため、八王子駅南口総合事務所内に「観光・まちなか案内所」を設置

【平成 26 年度】

- ・オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、市が保有している公共データを二次利用可能なルールに基づき公開（661 件の公共データ）
- ・大規模災害時に安否情報やライフラインに関する情報などを発信する「臨時災害 FM 放送」を導入

【平成 27 年度】

- ・「八王子市シティプロモーション基本方針」を策定し、本市の魅力を市内外に効果的に発信するとともに、新たな魅力を創造・発見していく取組（シティプロモーション）を開始

【平成 28 年度】

- ・「広報活動ガイドライン」を策定し、「伝える」広報から「伝わる」広報を意識し、職員一人ひとりが意欲的に行う広報活動を展開
- ・八王子市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市の 5 市でオープンデータ利活用推進に関する協定を締結し、オープンデータの利活用に向けた取組を推進

現状と課題

現 状	市政運営の透明性を高めることはもとより、市民との協働を進める観点から積極的な情報発信に努めています。また、ホームページやSNS（ソーシャルネットワークサービス）、デジタルサイネージなど、情報の種類や性質に応じた情報媒体を活用しています。
課 題	⑤ 本市の魅力の創造と市内外への効果的な情報発信 ⑤ 市政への市民参加を促す情報提供 ⑤ 市民の情報ニーズの把握 ⑤ 多様な情報媒体（メール配信やSNS）の活用による情報発信機能の強化 ⑤ 公共データ活用による民間事業者の新たなビジネス機会の創出と利便性の向上

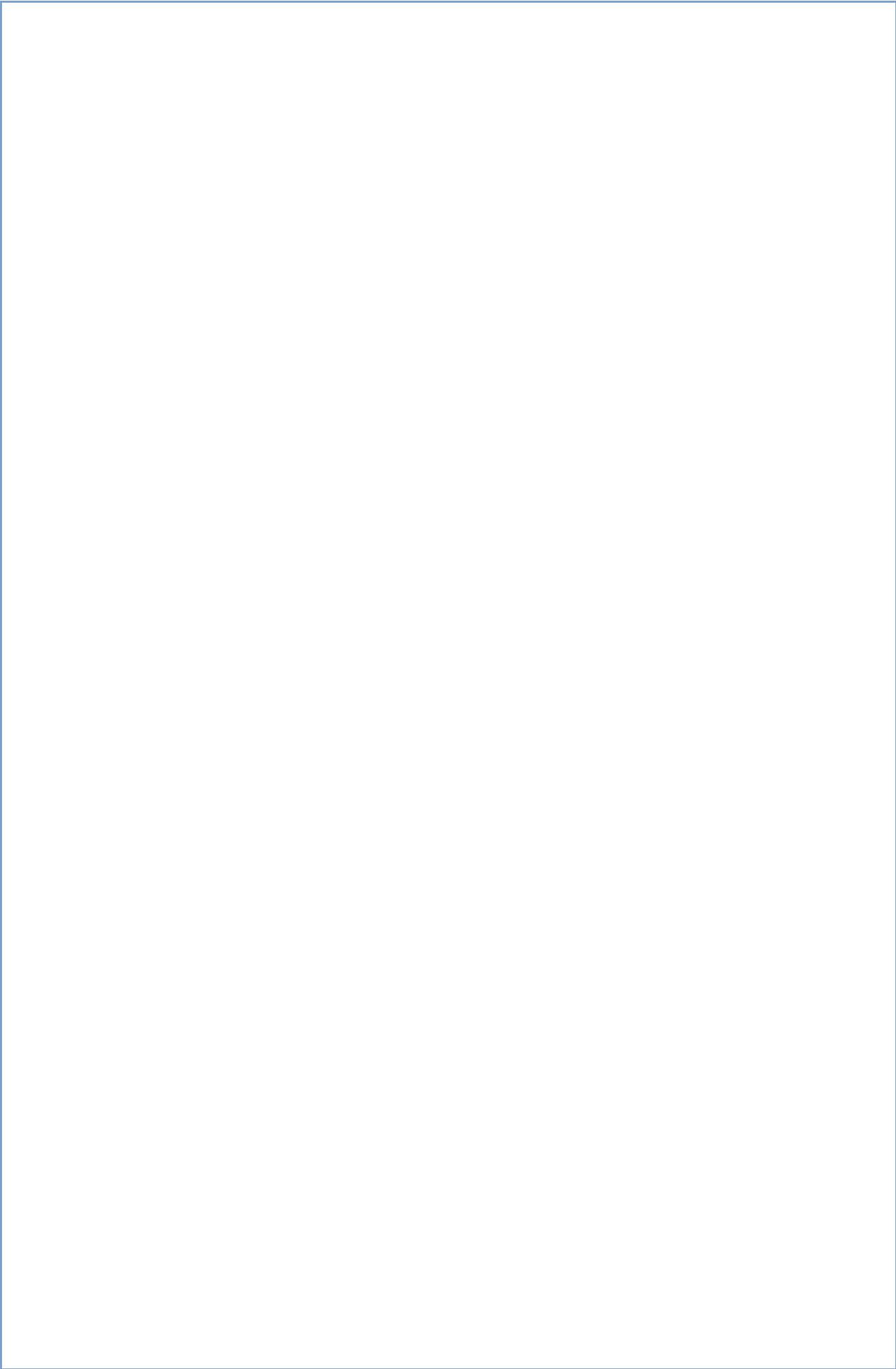
平成 28 年度 of 取組状況を踏まえた今後の展開

- ・ SNS（Facebook、Twitter）の運用基準を作成し、市民にとって分かりやすく効果的な情報を発信
- ・ 広報紙面の充実を図るため、タイムリーな情報を掲載する特集ページを増やすとともに、情報が探しやすいデザイン・レイアウトへ変更を行い、市民ニーズに応える情報提供を実施
- ・ 近隣 5 市（八王子市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市）と連携し、市民や企業等にとってより有益な利活用が行えるようニーズ調査を実施するなど、オープンデータの取組を推進

取組内容	期 間				
	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
1 シティプロモーションの推進【とりまとめ部署：都市戦略課、総務課、産業政策課】					
<p>① プロモーションの推進</p> <p>ア シティプロモーション基本方針の策定</p> <p>イ シティプロモーション特設サイトを構築</p> <p>ウ シティプロモーション動画の制作・公表</p> <p>エ 市民ライターによる Facebook「itsumono」の運営</p> <p>オ 職員のシティプロモーション推進意識の向上 庁内研修や実践的な活動を通じ、魅力の発信主体としての職員意識の向上</p>					
	完了				
			構築 運用	運用	
		制作 公表	制作 公表	制作 公表	公表
		→	→	→	→
		→	→	→	→
<p>② 八王子の魅力を発信するふるさと納税のしくみの構築・運用</p> <p>ア ふるさと納税制度を活用し、地域産業活性化等につながる新たな寄附金制度を構築</p> <p>（ ○ふるさと納税八王子応援基金の設置 ○寄附金の使途区分の整理 ○返礼品の選定方法の策定 ）</p> <p>イ 寄附金の活用事例を PR するしくみの構築や返礼品の拡充、寄附メニューの追加など制度の充実</p>					
	完了				
			→	→	→

取組内容	期 間				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
2 市民ニーズに即した情報提供【とりまとめ部署：広報課、広聴課】					
① 市民の情報ニーズに応える広報紙面の充実 ア 市民の情報ニーズの把握 イ 広報活動ガイドラインを策定 庁内全体の情報発信力の強化と広報活動に ついての情報共有を目的とした広報活動ガイ ドラインを策定 ウ 市民ニーズに応える情報提供と魅力的な 紙面構成を目的とした広報紙面の充実		完了			
			完了		
				→	
② 市民参加を促進する広報の推進 ア 広報活動への市民参画手法の構築（市民 カメラマン制度） イ 広報活動への市民参加（市民カメラマン） の実施 ウ 世論調査において、広報紙への掲載情報 について市民ニーズを把握し、広報紙の特 集テーマを設定 [新] エ SNS の効果的な情報発信を推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・アカウントの管理や発信する内容について規定する SNS の運用基準を策定し、市民にとって分かりやすく効 果的な情報発信を行う </div> オ 危険個所や災害時の市民参加による新た な情報収集・提供手法の検討・構築	完了	導入	運用	運用	運用
		→	→	→	→
				→	
	→	→	→	→	→

取組内容	期 間				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
3 オープンデータの推進【とりまとめ部署：情報管理課】					
① オープンデータのルールづくりと効果的な展開 ア 推進ガイドラインの策定 イ オープンデータ形式によるデータ公開 市内 IT 企業等と連携し、オープンデータ化に適したデータを公開	完了				
[新]② 広域連携によるオープンデータの推進 ア 広域連携によるオープンデータの推進 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>・平成 29 年 2 月に、八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市の 5 市による協定を締結。5 市が連携しニーズ調査を実施。調査結果に基づき、公開するデータや形式を決定</p> </div>					
③ アプリ活用のしくみづくり ア 市内 IT 企業等が作成した便利なアプリの取扱い・周知に関する方針の策定	完了				



<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 シティプロモーションの推進	<p>① プロモーションの推進</p> <p>〈取組の展開〉 本市の魅力を積極的に発信し、市内外の多くの人に「住みたい」「住んでみたい」「このまちが好き」と思ってもらえるよう、「八王子市シティプロモーション基本方針」に基づくシティプロモーションを推進し、あわせて市職員の意識向上も図っていく。</p>
	ア シティプロモーション基本方針の策定
	イ シティプロモーション特設サイトを構築
	(ア) 平成29年1月のホームページリニューアルに合わせ開設し、情報発信
	ウ シティプロモーション動画の制作・公表
	(ア) 大学との年間スケジュール及び企画概要調整
	(イ) 公開方法の検討
	(ウ) 動画制作（※29年度までの事業）
	(エ) YouTubeや八王子シティビジョン等において、制作した動画の公開（※29年度については市制100周年記念式典においても編集して公開）
	エ 市民ライターによるFacebook「itsumono」の運営
	(ア) 市民ライター記事の投稿の管理
	(イ) 掲載頻度や掲載内容について、市民ライターと随時協議
	(ウ) 市民ライターの追加募集
	オ 職員のシティプロモーション推進意識の向上
	(ア) 効果的な研修方法等の調査・検討
	(イ) 研修の実施
	(ウ) 効果検証
	<p>② 八王子の魅力を発信するふるさと納税のしくみの構築・運用</p> <p>〈取組の展開〉 市の魅力を発信する特色ある返礼品の拡充を図りながら、寄附金の活用事例についてPRを図る。また、市の個別事業へ寄附が行われるよう、寄附メニューの検討・追加を実施していく。</p>
	ア ふるさと納税制度を活用し、地域産業活性化等につながる新たな寄附金制度を構築
	イ 寄附金の活用事例をPRするしくみの構築や返礼品の拡充、寄附メニューの追加など制度の充実
	(ア) 【活用事例のPR】 しくみの構築
	(イ) 【活用事例のPR】 ホームページ等で活用事例をPR

取組内容	行動内容
1 シティプロモーションの推進	(ウ) 【返礼品の拡充】 所管課からの情報収集、事業者等との調整
	(エ) 【返礼品の拡充】 返礼品選定委員会の開催、返礼品の決定（随時）
	(オ) 【返礼品の拡充】 事業者と一括代行業者との契約・サイトへの登録
	(カ) 【寄附メニューの追加】 個別事業へ寄附金を活用するしくみの検討
	(キ) 【寄附メニューの追加】 所管課と調整
	(ク) 【寄附メニューの追加】 寄附メニューの検討・追加
2 市民ニーズに即した情報提供	① 市民の情報ニーズに応える広報紙面の充実 〈取組の展開〉 市民の情報ニーズを把握した上で、職員の情報発信力の向上をめざし「広報活動ガイドライン」を策定。また、ニーズに合わせた紙面の充実を図るため、広報紙の改定を行う。
	ア 市民の情報ニーズの把握
	イ 広報活動ガイドラインを策定
	ウ 市民ニーズに応える情報提供と魅力的な紙面構成を目的とした広報紙面の充実
	(ア) 具体的な紙面構成の決定
	(イ) 改定紙面発行開始
	② 市民参加を促進する広報の推進 〈取組の展開〉 広報紙やホームページ等において市民カメラマンを活用することで、市民の市政への参画意欲を図る。世論調査で市民の情報ニーズを把握し、広報紙の特集テーマに反映していく。また、「広報活動ガイドライン」に基づき、SNS（Facebook、Twitter等）について、市民にとって分かりやすく効果的な情報発信を行うための運用基準を作成する。
	ア 広報活動への市民参画手法の構築（市民カメラマン制度）
	イ 広報活動への市民参加（市民カメラマン）の実施
	(ア) 市民カメラマン募集・選考（毎年度改選）
	(イ) 市民カメラマン活動
	(ウ) 市民カメラマン制度の効果・検証
	ウ 世論調査において、広報紙への掲載情報について市民ニーズを把握し、広報紙の特集テーマを設定
	(ア) 世論調査の設問を設定
	(イ) 世論調査の実施・集計
	(ウ) 調査結果を参考に、広報紙の特集テーマを設定
[新] エ SNSの効果的な情報発信を推進	

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
→				→			
	→				→		
		→				→	
			→				→
完了(平成28年3月)							
完了(平成29年3月)							
→							
			→				
完了(平成27年7月)							
→				→			
			→				→
		→				→	
→				→			
→			→	→			→
	→				→		
		→				→	
→							

取組内容	行動内容
2 市民ニーズに即した情報提供	(ア) 関連所管における庁内検討会を開催
	(イ) 市民にとって分かりやすく効果的な情報発信となるよう、アカウントの管理や発信する内容について規定するSNSの運用基準を策定
	(ウ) 基準に基づいた運用を実施
	オ 危険箇所や災害時の市民参加による新たな情報収集・提供手法の検討・構築
	(ア) 関連所管による庁内検討会を開催
	(イ) 提供する情報の範囲及び複数の行政情報をまとめて市民に発信するアプリケーションの導入等を検討
	(ウ) 即時性や地図情報など視覚的に訴える発信方法の検討
	(エ) 提供手法の構築
3 オープンデータの推進	① オープンデータのルールづくりと効果的な展開
	<p>〈取組の展開〉 オープンデータの推進に向けた今後の方針及び具体的な取組について示した「八王子市におけるオープンデータの推進に関するガイドライン」に基づき、オープンデータの推進を図っていく。</p>
	ア 推進ガイドラインの策定
	イ オープンデータ形式によるデータ公開
	(ア) 民間ニーズの把握
	(イ) データ保有所管課との調整
	(ウ) データの新規公開
	(エ) 公開済データに対する民間利用のニーズの把握
	(オ) 対象データの選定
	(カ) 対象データの変換実施
	(キ) 公開
	[新]② 広域連携によるオープンデータの推進
	<p>〈取組の展開〉 「オープンデータ利活用推進に関する協定書」に基づき、市民や企業等にとってより有益な利活用が行えるよう、5市（八王子市、町田市、日野市、多摩市及び稲城市）との連携によるオープンデータの推進及び既に公開しているデータの民間利用に適した形式への変換を実施していく。</p>
	ア 広域連携によるオープンデータの推進
	(ア) 広域連携の取組において民間ニーズを把握
	(イ) 5市で連携したデータの公開
③ アプリ活用のしくみづくり	
<p>〈取組の展開〉 本市が提供するオープンデータを活用し、民間が作成したアプリケーション及びWEBサービスに関する情報をホームページに掲載するための具体的手続等について定め、運用を図っていく。</p>	
ア 市内IT企業等が作成した便利なアプリの取扱い・周知に関する方針の策定	

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
→							
→							
				→			
→				→			
→							
→							
→							
→							
				→			

--	--	--	--	--	--	--	--

完了(平成26年6月)

→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			
→				→			

--	--	--	--	--	--	--	--

→				→			
→				→			
→				→			

--	--	--	--	--	--	--	--

完了(平成28年1月)

(7) 利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開

【総括部署：経営計画第一・二・三課】

取組の方向性

行政手続きや相談業務などの窓口サービスについて、ICT 技術の進展や国の制度改正を踏まえ、ライフサイクルに応じた一体的なサービスや新たな手続手法の構築など、行政都合ではなく、市民目線に立った利便性の向上を図り、効果・効率的な市民サービスを展開します。

これまでの取組

【平成 11 年度】

- ・八王子駅前事務所を開設し、平日窓口の時間延長と日曜開庁を開始

【平成 19 年度】

- ・南大沢事務所で日曜開庁を開始

【平成 21 年度】

- ・八王子南郵便局で証明書等交付サービスを開始

【平成 22 年度】

- ・八王子駅南口総合事務所を開設し、公立保育園の一時保育・休日保育利用申請や身体障害者手帳申請受付などの福祉サービスを提供

【平成 26 年度～】

- ・八王子駅南口総合事務所の機能を充実
 - (平日) 自立支援医療費(精神通院)の申請受付を開始
 - (日曜日) 国民健康保険・子育て・高齢者福祉の受付業務を開始
- ・南大沢事務所の機能を充実
 - (平日) 子育て・高齢者・障害者福祉の受付業務を開始
 - (日曜日) 住民異動・国民健康保険・福祉関連の受付業務を開始

現状と課題

現 状	八王子駅南口総合事務所と南大沢事務所において戸籍や住民基本台帳に関するサービスに加え、子育て支援や高齢者福祉に関するサービスを提供し、駅に近接した利便性の高い窓口でのサービス向上を図っています。 なお、平成 29 年 7 月から開始されている社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の自治体間情報連携により、証明発行件数の減が見込まれています。
課 題	⊗ 行政手続きの簡素化と時間短縮による市民の利便性の向上 ⊗ 身近な施設における住民ニーズに即したサービス展開 ⊗ マイナンバー制度導入後のサービス提供体制の適正化

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・高齢者、子ども・子育て支援サービス業務の課題を整理し、身近な施設を活用したサービス提供の推進
- ・市民のライフイベントに応じた一体的なサービス提供と、ICT や民間活力を活用した効率的なサービス提供手法の構築

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1 交通至便の事務所機能の充実【とりまとめ部署：経営計画第一課】					
① 八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所の機能充実 ア 高齢者福祉、子ども・子育て支援、障害者福祉の取扱サービスと提供時間の拡大	完了				
② 窓口サービスの検証 ア 八王子駅南口総合事務所と南大沢事務所におけるサービス内容の検証	完了				
2 市民に身近な施設での効果・効率的な地域サービス展開【とりまとめ部署：経営計画第三課、市民生活課、福祉政策課、子どものしあわせ課】					
① 窓口サービスの利便性向上 ア 市民にとって利便性の高いサービス提供 市民のライフイベントに応じたサービス提供 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・窓口事務の洗い出し、分析、検討 ・サービスに対するニーズと来庁者が利用する窓口の把握 ・サービス提供に向けたシステム連携の検討 </div> イ プッシュ型サービス内容の検討と実施 ウ 電子申請によるサービス提供の再構築					
② 地域における高齢者サービスの提供手法の見直し ア 本庁舎窓口、地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター及び高齢者見守り相談窓口の役割や連携体制の整理と再構築					
③ 地域における子ども・子育て支援サービスの提供手法の見直し ア 子ども・子育て支援関連サービスのあり方についての整理 イ サービスの提供手法の整理と再構築					

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 交通至便の事務所機能の充実	① 八王子駅南口総合事務所、南大沢事務所の機能充実
	ア 高齢者福祉、子ども・子育て支援、障害者福祉の取扱サービスと提供時間の拡大
	② 窓口サービスの検証
	ア 八王子駅南口総合事務所と南大沢事務所におけるサービス内容の検証
2 市民に身近な施設での効果・効率的な地域サービス展開	① 窓口サービスの利便性向上 <取組の展開> 婚姻、出生、転入等の市民のライフイベントに応じた窓口サービスの提供に向け、ライフイベントごとに届出頻度が高い手続を把握するための調査を行う。またマイナポータルを活用したサービス提供を開始する。
	ア 市民にとって利便性の高いサービス提供
	(ア) 窓口職場の配置見直しによる市民の待ち時間と業務処理時間の短縮
	(イ) 市民のライフイベント（結婚・出生・転入等）に応じた窓口取扱事務の洗い出し、分析、検討
	(ウ) 来庁者ニーズと利用する窓口の把握（通常期・繁忙期に調査実施）
	(エ) 市民のライフイベントに応じたサービス提供に向けた組織・システム連携について分析・検討
	(オ) 市民のライフイベントに応じた窓口サービス提供に向けた関係所管との調整
	(カ) 市民のライフイベントに応じた窓口サービス提供に向けたシステム仕様の検討
	イ プッシュ型サービス内容の検討と実施
	(ア) マイナポータルを活用したサービス提供のためのシステム整備
	(イ) マイナポータルを活用したサービス提供開始（児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健）
	(ウ) サービス提供の効果検証
	(エ) プッシュ型サービスの充実
	ウ 電子申請によるサービス提供の再構築
	(ア) マイナポータルを活用したサービス提供のためのシステム整備
	(イ) マイナポータルを活用したサービス提供開始（児童手当、保育、ひとり親支援、母子保健）

29年度				30年度				
6	9	12	3	6	9	12	3	
完了(平成27年3月)								
完了(平成28年3月)								
→				→				
(平成28年度実施済み)								
→								
→		→		→				
→								
				→				
					→			
→				→				
→								
	→							
		→						
		→						
→				→				
→								
	→							

取組内容	行動内容
2 市民に身近な施設での効果・効率的な地域サービス展開	(ウ) サービス提供の効果検証
	(エ) 電子申請によるサービス提供の充実
	② 地域における高齢者サービスの提供手法の見直し <取組の展開> 高齢者に対するサービス内容の洗い出しを行い、異なる相談窓口を整理し、地域における利便性の高い提供手法について検討する。
	ア 本庁舎窓口、地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター及び高齢者見守り相談窓口の役割や連携体制の整理と再構築
	(ア) 窓口における高齢者サービスの洗い出しと整理
	(イ) 本庁舎窓口、地域福祉推進拠点、高齢者あんしん相談センター、高齢者見守り相談窓口の連携体制の課題の洗い出し
	(ウ) 高齢者あんしん相談センターを活用したサービス提供の検討
	(エ) 効果・効率的な高齢者サービスの提供手法の検討
	(オ) 高齢者サービスの提供手法の再構築
	③ 地域における子ども・子育て支援サービスの提供手法の見直し <取組の展開> 子育て支援サービスの洗い出しを行い、役割の整理、連携方法を検討。地域における子育て支援サービスの利便性の向上を図る。
	ア 子ども・子育て支援関連サービスのあり方についての整理
	(ア) 利用者支援（基本型・特定型・母子保健型）、障害児支援、青少年健全育成、虐待予防、ひとり親支援、子どもの貧困対策の視点での役割の整理と連携方法の検討
	(イ) 子ども家庭部、医療保険部、健康部等に跨る子ども・子育て支援サービスの洗い出しと課題整理
	(ウ) 子ども家庭支援センター、児童館、保健福祉センターの役割の整理と連携方法の検討
	イ サービスの提供手法の整理と再構築
	(ア) 相談サービスなど対人サービス項目の洗い出し
	(イ) 子育て世帯包括支援センターの機能としてコールセンターを設置
	(ウ) コールセンターの効果検証
	(エ) サービス提供手法の検討と構築
	(オ) 各分野(子ども家庭部、医療保険部、健康部等)の電算システム間のデータ連携や情報共有の整理
(カ) 子ども家庭支援センター、児童館、保健福祉センター等の窓口における提供サービスの充実	

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
		→					
		→					
→				→			
→							
			→				
			→	→			
			→	→			
				→			
						→	
→							
→							
→							
		→					
		→		→			
			→				
	→						
		→					
				→			

(8) 公営企業の経営改革（下水道事業・駐車場事業）

【総括部署：行政管理課、財政課、下水道課、交通事業課】

取組の方向性

公営企業は、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置するものですが、その運営にあたっては企業としての経済性を発揮する必要があります。下水道事業、駐車場事業について、公営企業会計の手法や考え方により、経営・財務に関する精緻な情報を把握し、経営基盤を強化する取組を推進します。

これまでの取組

1 下水道事業

【平成 19 年度】

- ・管路施設の維持管理業務を委託化

【平成 19・22 年度】

- ・公的資金補償金免除繰上償還を実施（7%以上の高利率債を皆減）

【平成 27 年度】

- ・北野処理区の分流区域を流域下水道へ編入し、東京都による処理区域を拡大

2 駐車場事業

【平成 12 年度】

- ・旭町、八王子駅北口地下駐車場の利用時間を午前7時から午後12時までに拡大
- ・旭町、八王子駅北口地下駐車場において利便性の向上を図るため利用料金を改定

【平成 15 年度】

- ・旭町、八王子駅北口地下駐車場において利便性の向上を図るため利用料金を改定

【平成 18 年度】

- ・指定管理者制度を導入し、利便性の向上と運営の効率化を推進

（旭町駐車場の利用時間を24時間化
旭町、八王子駅北口地下、南大沢駐車場の年中無休営業を実施
南大沢駐車場の利用時間を午前8時から午後10時30分までに拡大）

【平成 27 年度】

- ・八王子駅北口地下駐車場の利用時間を午前6時から午後12時までに拡大

現状と課題

現 状	下水道事業及び駐車場事業の運営にあたり、公費（税）による財源補てんを行っています。限られた財源の中で、施設の老朽化への対応や安全性の確保を図りながら、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくためには、経営基盤の強化が必要となっています。下水道事業については、公営企業法の適用による公営企業会計の導入に向けて準備を進めています。
課 題	◎ 損益・資産等の正確な把握と経営状況の改善 ◎ 下水道事業における公平性の確保 ◎ 駐車場事業における公費負担の適正化

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・下水道事業の中期経営計画を実現するために、平成 28 年度に策定した個別行動計画に基づき、接続促進、長寿命化対策、不明水対策による経営改善を实践
- ・平成 28 年度に実施した各市営駐車場の利用実態や周辺環境に関する調査結果を活用し、最大料金制を導入した場合の効果や周辺駐車場への影響の検証と経営改善に向けた具体的な取組を实践

具体的な取組内容と期間

取 組 内 容	期 間		
	28 年度	29 年度	30 年度
1 下水道事業の経営改善【とりまとめ部署：下水道課】			
① 地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入 (平成 32 年 4 月導入予定) ア 資産調査、資産評価の実施 保有する資産の価値や老朽度合などのストック情報及び減価償却費などのフルコスト情報をもとに、損益状況を正確に把握 イ 予算・決算及び会計事務手続準備、条例・規則整備			
② 経営改善の取組強化 ア 中期経営計画を着実に実現するための、具体的な行動内容と実施時期を示した個別行動計画の策定・実践・見直し ・中・大型浄化槽を使用している事業者に対する下水道への接続促進の強化 ・下水道処理単価の削減に向けた取組の強化 イ 法適用に向けたコスト削減と体制の見直し ・経年比較や他自治体との比較・分析、資本費回収率の研究を行い、コスト削減と執行体制の効率化を進める	策定	実践 見直し	実践 見直し
2 駐車場事業の経営改善【とりまとめ部署：交通事業課】			
① 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理 ア 駐車場開設の目的や現状の利用実態を踏まえ、駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理			
② 計画的、効率的な運営に向けた制度整備 ア フルコスト分析による情報を、経営改善に効果的に活用するための会計手法を構築 イ 経営改善に向けた具体的な行動を示した取組計画の策定・実践 ・交通環境の改善を目的とした公費負担分と利用者負担分を整理し、周辺相場に即した柔軟な料金体系や駐車サービス券利用の拡大など経営改善に向けた取組を計画に掲載 ウ 取組の評価と新たな課題に対応した取組計画の見直し		策定	実践

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 下水道事業の経営改善	<p>① 地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入(平成32年4月導入予定)</p> <p><取組の展開> 法適用に向け、財務関係所管や会計所管などの関係所管と連携を図りながら手続準備を進める。</p> <p>ア 資産調査、資産評価の実施</p> <p>(ア) 資産の把握</p> <p>(イ) 資産台帳整備、資産評価</p> <p>(ウ) 資産情報のデータ化</p> <p>イ 予算・決算及び会計事務手続準備、条例・規則整備</p> <p>(ア) 企業会計システム導入の検討(現状の財務会計システムを踏まえ検討)</p> <p>(イ) 会計システムの仕様作成(資産データの変換、帳票の出力)</p> <p>(ウ) 公営企業予算事務の調整(繰入金、勘定科目と予算科目、予算書等)</p> <p>(エ) 会計事務の調整(会計管理者への委任範囲、会計事務規則の整備、打切決算)</p> <p>(オ) 条例・規則の調整</p> <p>(カ) 関係所管とその他事務の調整(契約事務、給与事務、組織体制)</p>
	<p>② 経営改善の取組強化</p> <p><取組の展開> 経営改善に向け、策定した具体的な行動計画に基づき実践する。</p> <p>ア 中期経営計画を着実に実現するための、具体的な行動内容と実施時期を示した個別行動計画の策定・実践・見直し</p> <p>(ア) 中期経営計画に基づく取組評価</p> <p>(イ) 課題の洗い出しと分析</p> <p>(ウ) 取組計画策定</p> <p>(エ) 取組計画の実践</p> <p>(オ) 取組計画に基づく取組評価</p> <p>(カ) 新たな課題の洗い出しと分析</p> <p>(キ) 取組計画のローリング</p> <p>イ コスト削減と体制の見直し</p> <p>(ア) 経年比較や類似団体との比較・分析、資本費回収率の研究及びコスト削減と執行体制の効率化</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3

(平成28年度実施済み)

(平成28年度実施済み)

(平成28年度実施済み)

取組内容	行動内容
2 駐車場事業の経営改善	<p>① 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理</p> <p><取組の展開> 駐車場事業の対象範囲の整理に向け、内部検討会を開催し検討する。</p> <p>ア 駐車場開設の目的や現状の利用実態を踏まえ、駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の整理</p> <p>(ア) 公共駐車場にかかる法令等規定の研究</p> <p>(イ) 各市営駐車場の利用実態、周辺環境等の調査分析</p> <p>(ウ) 建設、開設関係資料の整理・把握、他団体の情報収集</p> <p>(エ) 各市営駐車場整備の背景及び目的、公共性と採算性の考え方について整理</p> <p>(オ) 施設に付属する駐車場、観光施設駐車場の運営状況調査</p> <p>(カ) 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲について、関係所管と検討会を開催</p> <p>(キ) 駐車場事業、駐車場条例により対応する範囲の方針決定</p>
	<p>② 計画的、効率的な運営に向けた制度整備</p> <p><取組の展開> 市営駐車場の利用実態や周辺の民間駐車場の調査結果を踏まえ、最大料金制導入の効果検証を行う。また、健全な経営実現に向けた具体的な行動を示す取組計画を策定し実践。</p> <p>ア フルコスト分析による情報を、経営改善に効果的に活用するための会計手法を構築</p> <p>(ア) 総務省における「公営企業の経営のあり方に関する研究会報告書」を参考に会計手法の調査・研究</p> <p>(イ) 経営改善に向けて、分析や検証を行うために必要となる会計手法について検討</p> <p>(ウ) 科目の整理、財務諸表構成の整理、経営情報の把握</p> <p>(エ) 固定資産台帳の整備</p> <p>(オ) 会計手法の構築</p> <p>イ 経営改善に向けた具体的な行動を示した取組計画の策定・実践</p> <p>(ア) 最大料金制導入の効果と周辺駐車場への影響及び償還計画への影響の検証</p> <p>(イ) ライフサイクルコスト、施設保全のための現状把握と分析</p> <p>(ウ) 管理経費の削減策の検討、利用料金制導入効果と課題の洗い出し</p> <p>(エ) 取組計画の策定</p> <p>(オ) 取組計画の実践</p> <p>ウ 取組の評価と新たな課題に対応した取組計画の見直し</p> <p>(ア) 平成30年度上半期取組について評価</p> <p>(イ) 課題の洗い出しと分析</p> <p>(ウ) 取組計画のローリング</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							

(9) リスクマネジメントの強化

【総括部署：経営計画第一課】

取組の方向性

業務遂行におけるリスクを事前に把握し、評価・分析することで、危機の未然防止と被害の低減を図るため、統一的な視点から方策を整理します。また、危機が発生した場合に的確に対応するため、組織体制を強化します。

これまでの取組

【平成 13 年度】

- ・職員が全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令等に従い職務を遂行するために守るべき基本的な行動規範を定めた「八王子市職員服務規程」を策定

【平成 15 年度】

- ・「八王子市情報セキュリティ基本方針」及び「八王子市情報セキュリティ対策基準」を策定し、市が保有する情報資産を様々な脅威から守る情報セキュリティ対策を強化

【平成 18 年度】

- ・「八王子市職員の公益通報の処理に関する要綱」を策定し、職員の職務にかかる法令の遵守及び倫理の保持に関する通報を適切に処理するための制度を構築

【平成 25 年度】

- ・東日本大震災における課題や教訓、風水害への対応を踏まえるとともに、国や東京都における被害想定や各防災計画の見直しとの整合を図るため「八王子市地域防災計画」を全面改訂し、市民生活のさらなる安全を図るための対策を強化

【平成 28 年度】

- ・住民情報の保護や防犯の観点から、セキュリティゲートを設置するなど、本庁舎のセキュリティを強化

現状と課題

現 状	決裁規程や職員服務規程、情報セキュリティ対策基準などの規定整備を行い、内部統制に努めています。また、危機管理連携対応チームを設置し、緊急対応が必要な事態が生じたときに迅速に対応する体制を構築しました。
課 題	<ul style="list-style-type: none">⊗ 想定される危機の未然防止と低減⊗ 緊急対応が必要な事態が生じた場合の迅速な対応⊗ 再発防止策の強化と類似する他業務における適切な対応⊗ リスクマネジメントを実践する組織体制の強化

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・内部統制に関する国の動向を踏まえ、危機の発生を予防するとともに、万一発生した場合においても、適切な対応ができる体制及び手順を示すリスク管理基本方針を策定
- ・組織や職責における役割を整理するとともに、職員の危機管理意識とリスクマネジメント能力の向上を図り、リスクに対応する組織体制を強化

具体的な取組内容と期間

取 組 内 容	期 間		
	28 年度	29 年度	30 年度
1 リスク管理基本方針の策定【とりまとめ部署：経営計画第一課、職員課、法制課、行政管理課】			
リスク管理基本方針の策定 ア 地方自治体におけるコンプライアンスの調査・研究 イ 庁内検討会において基本方針を策定			
2 リスクの洗い出しと対応策の強化【とりまとめ部署：経営計画第一課、職員課、行政管理課】			
① 所管の固有業務におけるリスク管理 ア 業務上想定されるリスクの洗い出し イ 影響の大きさと発生の可能性に基づき、リスクの優先順位付け ウ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）			
② 全庁的な共通事務におけるリスク管理 ア 文書、財務、契約、会計、人事（服務）、個人情報保護など全庁的な事務執行におけるリスクの洗い出し イ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）			
③ モニタリング手法の構築 ア 業務上想定される危機の事案発生を効果的に予防するためのモニタリング手法の構築			
3 リスクに対応する組織体制の強化【とりまとめ部署：経営計画第三課、職員課】			
組織体制の強化 ア リスク管理を的確に行うための推進体制の強化 イ 管理職のリスクマネジメント能力と職員の危機管理意識の向上			

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 リスク管理基本方針の策定	<p>リスク管理基本方針の策定</p> <p>〈取組の展開〉 リスクに対応する体制を整備し、組織的かつ自律的にリスク管理に取り組むため、リスク管理基本方針を策定する。</p> <p>ア 地方自治体におけるコンプライアンスの調査・研究</p> <p>(ア) 研究項目（他の地方自治体の先行事例等）の洗い出し</p> <p>(イ) 照会・視察等による調査</p> <p>(ウ) 調査結果の分析・研究</p> <p>イ 庁内検討会において基本方針を策定</p> <p>(ア) 庁内検討会の設置</p> <p>(イ) リスク管理手順書の作成</p> <p>(ウ) 基本方針の検討・策定</p>
2 リスクの洗い出しと対応策の強化	<p>① 所管の固有業務におけるリスク管理</p> <p>〈取組の展開〉 リスクの類型を整理した上で、潜在的なリスク及び想定されるリスクの洗い出しを実施。リスクの優先順位付け及び対応策の構築を図り、リスク管理基本方針に基づいた管理を行う。</p> <p>ア 業務上想定されるリスクの洗い出し</p> <p>(ア) リスクの類型の整理</p> <p>(イ) リスク項目の設定</p> <p>(ウ) 各所管による洗い出し</p> <p>イ 影響の大きさと発生の可能性に基づき、リスクの優先順位付け</p> <p>(ア) 影響度及び発生可能性の区分の設定</p> <p>(イ) 影響度及び発生頻度からリスクの分析</p> <p>(ウ) 各所管によるリスク事案への対応の優先順位を設定</p> <p>ウ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）</p> <p>(ア) 庁内委員会あるいは新たな組織の必要性の検討</p> <p>(イ) 庁内委員会あるいは新たな組織の設置</p> <p>(ウ) リスク事案の発生予防及び対応マニュアル・モニタリング実施方針の検討・策定</p> <p>(エ) モニタリングの実施</p> <p>(オ) マニュアルやモニタリングの効果検証・見直し</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
▶							
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
▶							
	▶						
	▶						

取組内容	行動内容
2 リスクの洗い出しと対応策の強化	<p>② 全庁的な共通事務におけるリスク管理</p> <p>〈取組の展開〉 全庁的な共通事務（文書、財務、契約等）におけるリスクの洗い出しを行い、リスクの優先順位付け及び対応策の構築を図り、リスク管理基本方針に基づいた管理を行う。</p>
	<p>ア 文書、財務、契約、会計、人事（服務）、個人情報保護など全庁的な事務執行におけるリスクの洗い出し</p>
	<p>（ア）全庁的な共通事務の洗い出し</p>
	<p>（イ）担当所管によるリスクの洗い出し</p>
	<p>（ウ）影響度及び発生頻度からリスクを分析し、対応の優先順位を設定</p>
	<p>イ リスクへの対応策の構築（予防、抑制、事案発生時の対応方法）</p>
	<p>（ア）庁内委員会あるいは新たな組織の設置</p>
	<p>（イ）リスク事案の発生予防及び対応マニュアル・モニタリング実施方針の検討・策定</p>
	<p>（ウ）モニタリングの実施</p>
	<p>（エ）マニュアルやモニタリングの効果検証・見直し</p>
	<p>③ モニタリング手法の構築</p> <p>〈取組の展開〉 職員の意識改革やルール等の見直しを行うため、モニタリング手法を構築し、PDCAサイクルを確立する。</p>
	<p>ア 業務上想定されるリスクの事案発生を効果的に予防するためのモニタリング手法の構築</p>
	<p>（ア）庁内委員会あるいは新たな組織の設置</p>
	<p>（イ）先行事例の調査・研究</p>
<p>（ウ）リスク事案の発生予防及び対応マニュアル・モニタリング実施方針の検討・策定</p>	
3 リスクに対応する組織体制の強化	<p>組織体制の強化</p> <p>〈取組の展開〉 危機管理連携対応チームを設置し、リスク管理を的確に行うための推進体制を強化する。また、職員の危機管理意識の向上を図るため、研修を実施する。</p>
	<p>ア リスク管理を的確に行うための推進体制の強化</p>
	<p>（ア）危機管理連携対応チームの設置</p>
	<p>（イ）情報セキュリティ基本方針など既存のリスク対応体制との整理</p>
	<p>（ウ）組織や職責における役割を明確にし、リスク管理の推進体制を強化</p>
	<p>イ 管理職のリスクマネジメント能力と職員の危機管理意識の向上</p>
	<p>（ア）リスクマネジメント・危機管理意識に関する研修内容の検討</p>
	<p>（イ）研修の実施</p>
	<p>（ウ）研修内容の検証</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
[Blank]							
→							
→							
→							
→							
→							
→							
→							
				→			
[Blank]							
→							
→							
→							
→							
[Blank]							
→							
(平成28年度実施済み)							
			→				
				→			
→				→			
(平成28年度実施済み)							
→				→			
			→				
				→			

(10) 共通事務の標準化・効率化

【総括部署：行革推進課】

取組の方向性

全庁に共通する事務の標準化や、人員・物品の適正配置を進め、業務の効率化を図ります。

これまでの取組

【平成 20 年度】

- ・「八王子市における印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」を策定し、市の発行物が誰にとっても読みやすく、内容が容易に理解できるものにするについて、職員の共通理解を促進

【平成 25 年度】

- ・紙資源、印刷コストの削減や会議にかかる準備の効率化を図るため、本庁舎特別会議室において無線 LAN を整備し、タブレット端末を活用した電子会議システムを導入

【平成 26 年度】

- ・本庁舎内の全ての会議室において無線 LAN を整備し、電子会議システムの利用可能場所を拡大
(平成 27 年度 紙資源約 45,000 枚削減)

現状と課題

現 状	市民との協働や地方分権改革、中核市への移行による行政事務の拡大に伴い、会議の開催数や市民への通知数、他団体からの照会事務が増加しています。
課 題	<ul style="list-style-type: none">⊙ 会議における目標の達成度⊙ 電子媒体の効果・効率的な活用方法とペーパーレス化⊙ 市民に分かりやすい様式へのデザイン変更によるサービスの向上と業務の効率化⊙ 繁忙期に柔軟に対応できる人的支援体制の構築

平成 28 年度の取組状況を踏まえた今後の展開

- ・有意義な会議を実施するため、会議における課題を整理し、新たな会議の運用方法を示す手引書を整備
- ・IC カードを活用したペーパーレス化を推進

具体的な取組内容と期間

[改]: 平成 28 年度の取組状況を踏まえ見直した取組

取組内容	期 間		
	28 年度	29 年度	30 年度
1 共通事務の効率化			
<p>[改]① 会議の実施手法の構築【とりまとめ部署：行革推進課】</p> <p>ア 会議時間の短縮やペーパーレス化を図りつつ有意義な会議を開催するため、実施手法を示す手引書の整備と運用</p>	整備	運用	運用
<p>② 電子データの取扱いの整理【とりまとめ部署：情報管理課、総務課】</p> <p>ア 電子データと紙媒体の統一的管理方法を整理した行政情報ネットワーク取扱基準の再構築</p> <p>イ 電子データを含めた文書取扱規程の運用方法の整理</p>	整理・検証 分析・検討	再構築 整理	
<p>③ 複合機・プリンターの適正配置とペーパーレス化の推進【とりまとめ部署：情報管理課】</p> <p>ア フロア単位での複合機・プリンターの適正配置の実現</p> <p>[改]イ IC カードの活用による、複合機・プリンターのペーパーレス化の推進</p>	検討 調査	策定 検討	運用 運用
2 横断的な事務の統一化			
<p>① ユニバーサルデザインを活用した市民サービスの向上と業務の効率化【とりまとめ部署：総務課】</p> <p>ア 誰もが分かりやすいデザインと文書の作成方法を示したユニバーサルデザインガイドラインの再構築</p> <p>イ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた発行物や様式の導入</p>			
<p>② 横断的な人的支援による効果的な展開【とりまとめ部署：経営計画第三課、職員課】</p> <p>[改]ア システムを活用した臨時職員任用事務の効率化</p> <p>イ 臨時職員を含めた柔軟な人的支援を可能とするしくみの構築</p>	検討 課題整理	課題整理 構築	運用

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
1 共通事務の効率化	<p>[改]① 会議の実施手法の構築</p> <p><取組の展開> 会議の現状を把握して、新たな会議の実施手法を構築し、有意義な会議の実施手法を示す手引書を整備・運用する。また、運用状況についても、定期的な検証・見直しを行う。</p>
	<p>ア 会議時間の短縮やペーパーレス化を図りつつ有意義な会議を開催するため、実施手法を示す手引書の整備と運用</p>
	<p>(ア) 働き方・休み方の見直し強化月間を実施し、効率的な会議の開催についての取組を実施</p>
	<p>(イ) 取組の継続実施についてアンケートなどによる検証</p>
	<p>(ウ) 検証結果を踏まえた会議手法の検討</p>
	<p>(エ) 新たな会議手法について構築・分析</p>
	<p>(オ) 検証・分析結果を踏まえ、有意義な会議の実施手法を示す手引書を整備</p>
	<p>(カ) 手引書の運用</p>
	<p>(キ) ファシリテーションスキルの向上研修の実施</p>
	<p>(ク) 研修結果を踏まえた検証・見直し</p>
	<p>② 電子データの取扱いの整理</p> <p><取組の展開> 電子メールも含めた電子データの取扱いについて、現在の基準や規程との整合性を図り、統一的な運用方法を整理することにより事務の効率化を進める。</p>
	<p>ア 電子データと紙媒体の統一的な管理方法を整理した行政情報ネットワーク取扱基準の再構築</p>
	<p>(ア) 電子データの適正管理について研究</p>
	<p>(イ) 電子データと紙媒体の整合性の検討</p>
	<p>(ウ) 行政情報ネットワークの取扱いの運用における課題の整理・検証</p>
	<p>(エ) 検証結果を踏まえた、行政情報ネットワーク取扱基準の見直し</p>
	<p>イ 電子データを含めた文書取扱規程の運用方法の整理</p>
	<p>(ア) 電子データによる文書事務処理の現状分析</p>
	<p>(イ) 文書事務の手引における電子データの運用方法について検討</p>
	<p>(ウ) 検討結果を踏まえ、文書事務の手引の改定等統一的な運用方法の整理</p>
	<p>③ 複合機・プリンターの適正配置とペーパーレス化の推進</p> <p><取組の展開> ICカードの活用可能性を調査した上で、複合機・プリンターにおけるペーパーレス化を推進し、事務の効率化を図る。また、複合機・プリンターの本庁舎における使用状況を検証し、組織横断的な使用を可能とするなど柔軟に対応可能な適正配置を実現する。</p>
<p>ア フロア単位での複合機・プリンターの適正配置の実現</p>	
<p>(ア) 現状（台数、印刷枚数、単価等）の調査と適正手法の検討</p>	

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							

取組内容	行動内容
1 共通事務の効率化	(イ) 複合機とプリンターの配置基準の決定
	(ウ) 適正配置のための事業計画の策定
	(エ) 計画の実施及び運用開始
	[改]イ ICカードの活用による、複合機・プリンターのペーパーレス化の推進
	(ア) 複合機・プリンターにおけるICカードの活用可能性について調査
	(イ) ICカード活用に向けた効果と課題の整理
	(ウ) 整理した結果を踏まえ、関連所管との調整
	(エ) 事業実施及び運用開始
2 横断的な事務の統一化	<p>① ユニバーサルデザインを活用した市民サービスの向上と業務の効率化</p> <p><取組の展開> 市民サービスの向上と業務の効率化に繋がるユニバーサルデザインガイドラインを策定し、市の発行物や様式への導入を図る。</p>
	<p>ア 誰もが分かりやすいデザインと文書の作成方法を示したユニバーサルデザインガイドラインの再構築</p>
	(ア) ユニバーサルデザインの対応を含めた印刷室のあり方の検討
	(イ) 「印刷物等ユニバーサルデザインガイドライン」の見直しに向けた検討
	(ウ) 検討結果を踏まえたガイドラインの改定
	<p>イ ユニバーサルデザインの視点を取り入れた発行物や様式の導入</p>
	(ア) 新たなガイドラインの導入による業務の効率化に向けた研修の実施
	(イ) 新たなガイドラインを適用した発行物や様式の導入
	<p>② 横断的な人的支援による効果的な展開</p> <p><取組の展開> 臨時職員をはじめとした人材の効果的な活用を実現するため、任用事務の簡略化や横断的な支援を可能とするしくみの充実</p>
	<p>[改]ア システムを活用した臨時職員任用事務の効率化</p>
	(ア) 事務執行体制（予算・人員・システムの活用等）の検討
	(イ) 検討結果を踏まえた効果と課題の整理
	(ウ) システムの活用
	<p>イ 臨時職員を含めた柔軟な人的支援を可能とするしくみの構築</p>
	(ア) 各所管の繁忙期に対する職員体制など、現状における課題の整理
	(イ) 各所管における臨時職員に対する必要な人材や期間などニーズの把握
(ウ) 臨時職員を活用した柔軟かつ効率的な支援手法の構築	

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3
	→						
		→					
				→			
→				→			
→							
	→						
		→					
				→			
→							
		→					
	→						
		→					
				→			
				→			
				→			
→				→			
(平成28年度実施済み)							
		→					
				→			
→							
(平成28年度実施済み)							
(平成28年度実施済み)							
→							

【新規】(11) 行政サービスの執行体制と実施手法の最適化

【総括部署：経営計画第三課、行政管理課】

取組の方向性

行政サービスの提供において職員が担うべき役割を整理した上で、委託化など実施手法の最適化を図ります。また、自治体間で共通する事務について、他市との比較・分析を行い行政コストの削減に向けた取組を推進します。

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・行政評価を本格導入

【平成 16 年度】

- ・行政評価結果を速やかに実施計画や予算に反映するため、評価の実施時期を6月に変更（決算→行政評価→実施計画、予算の編成）

【平成 17 年度】

- ・3次評価（外部評価）として新たに市民アンケート調査を開始

【平成 26 年度】

- ・事業費などの現金支出する経費に減価償却費や賞与引当金など発生主義の観点から費用として捉える経費を加えた行政コスト（フルコスト）の算出

【平成 27 年度】

- ・行政評価システムの再構築完了

事務事業ごとに、行政コスト（フルコスト）を算出し、単位当たりコスト※を明らかにすることで、事務事業の成果を経年で比較・分析しやすい評価制度に再構築

※単位当たりコスト・・・提供したサービスを事業単位のフルコストから1件や1人当たりなどの単位に換算したコスト

現状と課題








現 状

市民ニーズの多様化に伴い、行政が担う役割も変化しています。限られた財源で多岐にわたる行政需要に対応していくために委託化を推進するなど、行政サービスの分野に民間事業者が参入する機会が増えてきています。そのために、一つ一つの業務にかかるコストをあらゆる角度から削減する取組や実施手法の適正化が求められています。

課 題

- ⊗ 職員が担う役割の明確化
- ⊗ 業務プロセスごとの実施手法の最適化
- ⊗ 自治体間で共通する事務における実施手法の標準化

具体的な取組内容と期間

取組内容	期間	
	29年度	30年度
1 職員が担う役割の整理【とりまとめ部署：経営計画第三課、行革推進課、職員課】		
<p>職員が担うべき役割を整理し、実施手法を最適化</p> <p>ア 業務をプロセスごとに分解し、業務の性質・性格・業務を取り巻く環境要因により分析</p> <p>イ 業務プロセスの見直しや直営・外部化のメリット・デメリットの検証</p> <p>ウ 担い手の整理による実施手法の最適化と、職員定数への反映</p>		
<p>【分析の視点】 専門性や定型性、広域性、民間企業の参入状況、ICT・IOT活用の可能性 業務の継続性 など</p>		
2 他団体との共通事務に関する比較分析【とりまとめ部署：行政管理課】		
<p>① 自治体間共通の視点でプロセスごとの業務量・コストを把握</p> <p>ア 業務をプロセスごとに分解</p> <p>イ プロセスごとの業務量・コストを把握</p>	<p>・平成29年度は、市・都民税、資産税賦課事務について分析実施</p> 	
<p>② 業務プロセスごとの詳細業務内容とコストを自治体間で比較・分析し、最適な実施手法について各自治体の所管職員による意見交換を実施</p> <p>ア 作業工程や業務量の比較を行い、各自治体の所管職員による意見交換に向けた課題整理</p> <p>イ 最適な実施手法について、各自治体の所管職員による意見交換を実施</p>		
	<p>・自治体間で業務コストの差異が大きい業務プロセスについて、要因を分析し、各団体の優位性のある取組を共有</p>	
<p>③ 意見交換の結果を踏まえた業務の見直し</p> <p>ア 業務プロセス改善、事務の担い手の変更、委託化など、実施手法の最適化を図る業務の見直し</p>		<p>・平成29年度は、国民健康保険、介護保険事業について業務プロセス分析結果に基づく見直しを実施</p>

<ロードマップ>

取組内容	行動内容
<p>1 職員が担う役割の整理</p>	<p>職員が担うべき役割を整理し、実施手法を最適化</p> <p><取組の展開> 業務プロセスごとに分解し、業務の性質・性格・業務を取り巻く環境要因により分析・検証し、職員が担うべき役割を整理したうえで、委託化など実施手法の最適化を図る。</p> <p>ア 業務をプロセスごとに分解し、業務の性質・性格・業務を取り巻く環境要因により分析</p> <p>(ア) 対象職場の業務の把握</p> <p>(イ) 業務をプロセスごとに分解</p> <p>(ウ) 業務の性質・性格・業務を取り巻く環境要因により分析</p> <p>イ 業務プロセスの見直しや直営・外部化のメリット・デメリットの検証</p> <p>(ア) 業務の標準化、業務プロセス見直しの必要性の検証</p> <p>(イ) 直営・外部化のメリット・デメリットの検証</p> <p>ウ 担い手の整理による実施手法の最適化と、職員定数への反映</p> <p>(ア) 整理が完了した職種から委託化など最適な実施手法について検討</p> <p>(イ) 職員定数への反映</p>
<p>2 他団体との共通事務に関する比較分析</p>	<p>① 自治体間共通の視点でプロセスごとの業務量・コストを把握</p> <p><取組の展開> 自治体間で比較・分析を行うため、現状の事務の流れをプロセスごとに分解する。</p> <p>ア 業務をプロセスごとに分解</p> <p>(ア) 所管課による調査票の作成</p> <p>イ プロセスごとの業務量・コストを把握</p> <p>(ア) 調査票のとりまとめ、調査結果分析</p> <p>(イ) 調査結果を各自治体に送付</p> <p>② 業務プロセスごとの詳細業務内容とコストを自治体間で比較・分析し、最適な実施手法について各自治体の所管職員による意見交換を実施</p> <p><取組の展開> 各自治体の所管職員による意見交換会において、業務プロセスを標準化するとともに、業務コストの差異が大きい業務プロセスの分析を行い、最適な実施手法について議論する。</p> <p>ア 作業工程や業務量の比較を行い、各自治体の所管職員による意見交換に向けた課題整理</p> <p>(ア) 各自治体の所管職員による意見交換に向けた課題整理</p> <p>(イ) 意見交換に必要な追加調査の実施</p> <p>イ 最適な実施手法について、各自治体の所管職員による意見交換を実施</p> <p>(ア) 各自治体の所管職員による意見交換を実施（全2回）</p> <p>③ 意見交換の結果を踏まえた業務の見直し</p> <p><取組の展開> 意見交換の結果を踏まえ、業務プロセス改善、事務の担い手の変更、委託化など、実施手法の最適化を図る業務の見直しを行う。</p> <p>ア 業務プロセス改善、事務の担い手の変更、委託化など、実施手法の最適化を図る業務の見直し</p> <p>(ア) 意見交換の結果を踏まえた業務の見直し</p>

29年度				30年度			
6	9	12	3	6	9	12	3

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・ 地方自治法の一部改正による指定管理者制度の創設
- ・ 指定管理者制度検討会及び作業部会を設置し、選定手続き、選定基準、募集方法などを整理

【平成 16 年度】

- ・ 「八王子市指定管理者制度導入に向けた基本方針」を策定
- ・ 新規 7 施設（高齢者在宅サービスセンター 1 施設、学童保育所 6 施設）に制度導入

【平成 17 年度】

- ・ 新規 5 施設（高齢者在宅サービスセンター 1 施設、学童保育所 4 施設）に制度導入

【平成 18 年度】

- ・ 管理委託から指定管理者制度へ本格移行（423 施設に導入）

【平成 19 年度】

- ・ 指定管理者が提供する公共サービスの水準を、「監視」「評価」するモニタリングを開始

【平成 22 年度】

- ・ 一部の社会福祉施設について、一定の条件を満たした場合に引き続き公募によることなく更新を受けられることができる制度(更新制度)を創設
- ・ 指定管理者と市の間でのリスク分担の考え方を整理

【平成 23 年度】

- ・ 指定管理者の経営状況を把握し、選定時に活用するため、財務評価の基本指標を設定

【平成 24 年度】

- ・ 指定管理者に対するモニタリング機能を強化するため、税理士による「指定管理者に対する経理状況調査」を開始








現状と課題

現 状	平成18年度に制度を本格導入し、平成26年4月1日現在で930施設において指定管理者による管理運営を行っています。これまで、制度の改善を重ねながら民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上と運営経費の縮減、安定した施設管理運営の実現に努めてきました。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 施設の設置目的や特性を踏まえた管理運営手法の最適化 ⊗ 施設の長寿命化の観点から、市が計画する中・大規模修繕計画と指定管理者による小規模修繕の計画的な実施 ⊗ 更新制度導入施設におけるサービス水準と安定性の継続的な確保 ⊗ 市民サービスの向上を図る指定管理者の創意工夫の発揮 ⊗ 健全な施設管理運営の維持に向けたチェック機能の充実

取組の方向性

指定管理者のインセンティブを高め創意工夫を促すとともに、行政におけるチェック機能を充実し、市民サービスの向上と安定した施設管理運営を推進します。また、個別施設について、設置目的を最も効果・効率的、かつ安定的に達成するため、民営化、公私連携型などを含めた最適な管理運営手法を研究します。

具体的な取組内容と期間

取組内容	期 間					
	26年度	27年度		28年度	29年度	30年度
1 指定管理者制度の導入効果を高める方策の研究【とりまとめ部署：行革推進課】						
① 市民サービスを向上させる方策の検討 ア 独自サービス（自主事業）の拡大や利用料金制の活用など、インセンティブ付与の研究						指定管理者制度の見直し完了（平成28年3月） 今後は、見直しの結果策定したガイドラインをもとに、指定管理者制度の適切な運用を図る
② 施設管理の安定化に向けた制度整備 ア モニタリング精度の向上を図る研修実施とマニュアル整備 イ 更新制度導入施設において、施設の特性を踏まえた管理運営手法の検討						
③ 指定管理者制度の効果的な運用 ア 制度導入効果の検証とその結果見えた課題を踏まえ、運用方法の見直し イ 導入効果を高める選定・モニタリング手法のガイドライン策定とその適用				 策定		
2 個別施設の最適な管理手法の検討【とりまとめ部署：行革推進課】						
施設特性を踏まえた管理手法の最適化 ア 庁内検討会で、制度導入施設の効果を分析し（経済性、サービスの向上性、市民協働への寄与度等）、最適な施設管理手法を検証						
総 括						
<p>指定管理者制度導入から10年が経過したことから、制度導入効果の検証と今後の運用方法の見直しを行うとともに、統一的な考え方や標準的な取扱いを示す「八王子市指定管理者制度ガイドライン」を策定しました。</p> <p>今後は本ガイドラインに基づき、公の施設の効果・効率的で透明性の高い管理運営の実現に向け、指定管理者制度の適切な運用を図ります。</p>						

これまでの取組

【平成 15 年度】

- ・行政評価を本格導入

【平成 16 年度】

- ・行政評価結果を実施計画や予算に反映するため、評価を決算と実施計画のローリング、予算編成の間に実施

【平成 17 年度】

- ・3次評価（外部評価）として新たに市民アンケート調査を開始

【平成 19 年度～24 年度】

- ・外部評価委員会の委員に学識経験者等を加え、細事業※を対象とした「事業仕分け的手法を用いた総事業再点検」を開始

※細事業・・・事務事業を構成する行政活動の最小単位の事業

【平成 24 年度】

- ・「八王子ビジョン 2022」策定にあたり、八王子ゆめおりプランの評価を反映させるため、平成 15 年度から 23 年度までの 9 年間の総括評価を実施

【平成 26 年度】

- ・発生主義による行政コスト（フルコスト）の算出

現状と課題

現 状	「成果重視の行政運営の実現」と「説明責任の確保」を目的に、平成15年度に行政評価を本格導入し、基本計画の着実な推進と事務事業の効果・効率性の向上を図ってきました。制度創設からこれまでの運用において明らかになった課題を整理し、より良い制度へと見直していくことが必要となっています。
課 題	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 職員の成果意識・コスト意識の醸成へとつながる制度運用 ⊗ 市民満足度を高める意識の徹底 ⊗ 行政評価結果の業務見直しへの確実な反映 →各所管が主体性を持ち、自ら客観的な評価を行えるしくみの中で、見直しの必要性に気付き、実行に移す意識の徹底

取組の方向性

「八王子ビジョン 2022」を着実に推進するため、発生主義会計の考え方に基づくフルコスト分析を行うなど、行政活動の結果を定量的に捉え、実効性の高い評価を行います。

具体的な取組内容と期間						
取組内容	期 間					
	26年度	27年度		28年度	29年度	30年度
1 施策評価の見直し【とりまとめ部署：経営計画第三課】						
施策評価の実施 ア 基本計画に掲げた指標の達成度と市政世論調査の要望事項から評価を実施 イ 施策の評価手法の整備 評価指標の適正性、指標がない施策の評価指標案について、学識経験者から助言をもらい、評価手法を整備						
2 細事業評価・事務事業評価の見直し【とりまとめ部署：行政管理課】						
① 1次評価の実施（所管課による評価） ア 細事業評価の実施 評価指標の設定とフルコスト分析による評価 イ 事務事業評価の実施 評価指標の設定と細事業評価結果を集約した総合的な評価（PDCA サイクルを意識した評価）						
② 2次評価の実施 ア 事務事業評価の実施 1次評価で実施した事務事業に対する評価						
③ 行政サービス水準の比較・分析 ア 事業を業務プロセスに分解し、プロセスごとに他市と比較・分析						
行政評価システムの再構築完了（平成28年3月）						
今後は、再構築したシステムに基づく評価、他市との行政サービス水準の比較・分析を実施						
総括						
<p>事務事業ごとの事業費や人件費に加え、減価償却費や賞与等の引当金繰入額を含めた行政コストの総額（フルコスト）を算出し、事業ごとの単位当たりコスト（提供するサービス1件あたりのコスト）を明らかにすることで、事務事業の経年比較を分かりやすくするとともに分析しやすい評価に再構築しました。</p> <p>今後は、自治体間で共通の事務について、他市と比較・分析し、業務の改善・改革の取組を進めていきます。</p>						

3 取組一覧

	取組項目【総括部署】	平成26年度の主な取組	平成27年度の主な取組	平成28年度の主な取組
1	施設マネジメント 【行財政改革部行政管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・「資産データ」として建物状況、コスト状況をとりまとめるとともに、利用状況の調査を行い、基本方針及び施設白書作成に必要な施設の実態を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・「八王子市公共施設白書・公共施設マネジメント基本方針」を策定（平成27年10月） <ul style="list-style-type: none"> ➢施設ごとの利用状況や維持管理コスト等の把握を行うとともに、更新を含めた今後30年間に必要となる施設コストを明示 ・保全マニュアルを「公共建築物日常点検マニュアル」へ改訂（平成28年3月） <ul style="list-style-type: none"> ➢施設の危険箇所や不具合の早期発見のため、点検ポイントについて写真を多用し分かりやすく明示し、日常点検業務を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・「八王子市公共施設等総合管理計画」を策定（平成29年3月） <ul style="list-style-type: none"> ➢将来にわたり市民ニーズに対応した行政サービスを安定的に提供していくため、公共施設の維持管理や更新などを長期的な視点で総合的かつ計画的に推進
2	受益者負担の適正化 【行財政改革部行政管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針策定に向け、受益者負担の適正化委員会にて、行政コスト（原価）として捉える範囲、料金（使用料、手数料）の基本的な算定方法、見直しサイクルの設定について考え方を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・庁内委員会（12回）、外部検討会（7回）を開催し、下記6つの基本的事項について考え方を整理 <ul style="list-style-type: none"> ➢①経費として捉える範囲、②施設の性質に基づいた負担割合、③使用料や手数料等の基本的な算定方法、④減免のあり方、⑤無料施設の考え方、⑥見直しサイクルの設定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「受益者負担の適正化に関する基本方針」を策定（平成29年3月） <ul style="list-style-type: none"> ➢税で負担する「公費負担」と利用者が負担する「受益者負担」の考え方を整理
3	補助金制度の見直し 【財務部財政課】	<ul style="list-style-type: none"> ・個別補助金について、公平性や必要性、効果性などの視点から点検を行い、課題を把握 	<ul style="list-style-type: none"> ・全195個の個別補助金を対象に総点検を実施し、下記課題を抽出 <ul style="list-style-type: none"> ➢①平成15年度に行った補助金制度の見直し時点と比較し、増額の約8割が市民の積極的な取組の促進を目的とする政策補助金であった ②全体の8割の補助金で終期の設定が困難であることが判明 ・個々の補助金のインセンティブ効果と役割を整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・内部検討会において、見直しの方向性を提示（負担率の原則、評価指標の設定、分類項目の変更等）。個別補助金の総点検や内部検討会での意見内容を踏まえ、補助率、体系等の見直し案について平成28年度に検討
4	分権時代の人材育成 【総務部職員課】	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての課長級管理職が特色のある先行市などに出向き、実際に業務に携わっている職員の考え方や実状を見聞きする調査・研究を実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢参加者318人（主査等含む）、57自治体へ訪問 	<ul style="list-style-type: none"> ・「八王子市人材育成プラン」の策定（平成27年6月） <ul style="list-style-type: none"> ➢人事・研修制度の見直し、職員的能力開発支援の方針を策定 ・政策実現力向上研修を実施（課長補佐昇任者対象、全7回7名修了） ・政策法務研修を実施（3講座152名修了） ・東京都・特別区の職員研修所への参加（6講座13名修了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランス推進のためのeラーニングを実施（年間10,157時間の時間外勤務の削減） ・マネジメント研修を実施（課長職対象、全4回130名修了） ・ビジネスマネージャー研修（課長補佐職対象、テキスト学習85名修了） ・基礎事務研修（主任職以下対象、3年に1回のサイクル研修） ・東京都・特別区の職員研修所への参加（11講座20名修了）
5	民間活力の適切な活用を推進 【行財政改革部行革推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃工場のPFI手法の検討 ・公園使用料を固定価格から売上げに応じて還元されるしくみに変更 ・既存広告事業に加え3件の新規広告事業を実施 ・総合体育館に新規ネーミングライツを導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢「エスフォルタアリーナ八王子」施設命名権：1億5,000万円／15年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・北野清掃工場運転管理業務の全面委託化（平成27年4月） <ul style="list-style-type: none"> ➢効果 歳出減4,110千円 ・戸吹不燃物処理センター手選別運転管理業務委託（平成27年4月） <ul style="list-style-type: none"> ➢効果 資源化量1,326t増、資源化率13.2%増 ・医療券、介護券等発券業務の委託化 <ul style="list-style-type: none"> ➢効果 歳出減3,907千円 ・富士森公園野球場に新規ネーミングライツを導入 <ul style="list-style-type: none"> ➢「ダイワハウススタジアム八王子」施設命名権 300万円／年 期間5年間 	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職が担っている業務について、現場における現状や課題を把握し、業務分析と今後の方向性（案）の検討を実施 ・受付案内業務の委託化を実施 ・広告媒体に対する事業者ニーズを把握し、マッチングするためのしくみを構築
6	情報発信力の強化 【都市戦略部都市戦略課】 【行財政改革部情報管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・外部懇談会、市政モニター、市内大学生によるワークショップなどから聴取した市民意見を基に、都市戦略課及び広報課で連携し「シティプロモーション基本方針」の策定に向けた検討を実施 ・オープンデータの推進に関するガイドラインを策定し、運用を開始 ・「オープンデータカタログページ」を市ホームページにて公開 <ul style="list-style-type: none"> ➢公開数 661データ（平成27年4月1日現在） ➢市内IT企業による公開データを活用したアプリの創出 	<ul style="list-style-type: none"> ・「八王子市シティプロモーション基本方針」の策定（平成27年6月） <ul style="list-style-type: none"> ➢ターゲットと目指すまちの姿、魅力発信にあたっての視点を明記 ・デジタルハリウッド大学と協働し、シティプロモーション動画を2本制作 ・フェイスブックページ「itsumono-八王子の『いつもの』を探るWebマガジン」の開設 <ul style="list-style-type: none"> ➢11名の市民記者を公募により選定し、市民目線での魅力を発信 ・ふるさと納税制度を活用したしくみの構築（平成27年12月） <ul style="list-style-type: none"> ➢ポータルサイト等で情報発信するとともに、市の特産物等を返礼品とし、寄附者に市の魅力を発信するしくみを構築 寄附件数67件、寄附額2,012千円（平成27年度末時点） ・市ホームページにてオープンデータの公開 <ul style="list-style-type: none"> ➢公開数 727データ（平成28年4月1日現在） 	<ul style="list-style-type: none"> ・シティプロモーションの公式サイトをリリース（平成29年3月） <ul style="list-style-type: none"> ➢「自然との距離の近さやまちの個性が楽しめる八王子ならではのライフスタイルの発信」をコンセプトとして構成 ・デジタルハリウッド大学と協働し、シティプロモーション動画を3本制作 ・「広報活動ガイドライン」の策定（平成29年3月） <ul style="list-style-type: none"> ➢広報活動についての情報を共有化し、庁内全体の情報発信力を強化 ・「オープンデータ利活用推進に関する協定書」を締結（平成29年2月） <ul style="list-style-type: none"> ➢近隣5市（八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市）と連携してオープンデータ利活用推進事業を展開し、広域的な現状把握及びニーズ調査、啓発等を実施する ・市ホームページにてオープンデータの公開 <ul style="list-style-type: none"> ➢公開数 2,000データ（平成29年4月1日現在）

3 取組一覧

	取組項目【総括部署】	平成26年度の主な取組	平成27年度の主な取組	平成28年度の主な取組
7	利用者視点に立った効果・効率的な市民サービスの展開 【総合経営部経営計画第一・二・三課】		<ul style="list-style-type: none"> ・拡充した窓口サービスの検証 (主な拡充内容) <ul style="list-style-type: none"> ➢ 八王子駅南口総合事務所 子育て、国民健康保険・年金、高齢者窓口の日曜開庁、精神障害関係の一部業務の平日実施 ➢ 南大沢事務所（由木地域事務所） 住民異動、国民健康保険・年金、後期高齢者医療・介護保険、こどもの取扱いの業務について、日曜日に実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・八王子駅南口総合事務所では、窓口を増設し各窓口の取扱業務を分散したこと で、市民の待ち時間を短縮 ・総合経営部、税務部、医療保険部、市民部の関係所管による「窓口サービス検討部会」を立ち上げ、窓口業務の洗い出しと分析作業を開始 ・マイナンバー制度活用等による取扱い業務への影響の把握と、ライフイベントに応じたサービス提供を検討するため、「事務所取扱い業務におけるマイナンバー制度の影響等調査」を関係所管に対し実施
8	公営企業の経営改革（下水道事業・駐車場事業） 【行財政改革部行政管理課】 【財務部財政課】 【水循環部下水道課】 【道路交通部交通事業課】			<ul style="list-style-type: none"> ・資産情報のデータ化を行うにあたり、資産情報を整理 ・資産の把握及び法適用に向けた支援業務を委託 ・中期経営計画を実現するための行動計画を策定
9	リスクマネジメントの強化 【総務部職員課】			<ul style="list-style-type: none"> ・先行市への視察を実施（姫路市） ・危機管理連携対応チームを設置（平成28年6月）
10	共通事務の標準化・効率化 【行財政改革部行革推進課】			<ul style="list-style-type: none"> ・新たな会議の実施手法の構築にあたり、会議の現状の調査を実施 ・ユニバーサルデザインの再構築にあたり、他市事例の調査・研究を実施 ・各所管における臨時職員のニーズを把握。突発的な業務に、所管を超えて対応する臨時職員を任用可能とし、柔軟な人的支援体制を可能とするしくみを構築
完了	指定管理者制度の見直し 【行財政改革部行革推進課】	<ul style="list-style-type: none"> ・東京税理士会八王子支部による経理状況調査を、学童保育所以外の施設に対象を拡大して実施（3施設において実施） ・東京税理士会八王子支部の協力による、指定管理者経営状況の確認に関する実務者研修会を実施 ・制度導入効果について、市民サービスの向上と経費の節減の面から検証を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「八王子市指定管理者制度ガイドライン」を策定（平成28年3月） ➢ 制度を運用する際の事務処理等について、基本的（統一的）な考え方及び標準的な取扱いについて整理 	
完了	行政評価システムの再構築 【行財政改革部行政管理課】	<ul style="list-style-type: none"> ・発生主義による行政コストを算出し公表 ・事務事業・細事業評価において、事業本来の目的に対する成果を表す「成果指標」と成果を求めるために実施した活動量を表す「活動指標」を設定 ・細事業評価において、業務プロセスの分解・分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策指標アドバイザー事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 基本計画の49施策について、評価指標の適正性、指標がない施策の評価指標案について助言を受けた ・細事業・事務事業評価の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ （細事業評価）1,864事業、（事務事業評価）690事業 ・行政サービス水準の比較・分析の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 介護保険、国民健康保険、生活保護事業について、他市との共同による業務プロセスの比較・分析を実施 	

第8次行財政改革推進計画（平成29～30年度）

平成29年9月発行

発行： 八王子市

編集： 八王子市行財政改革部行革推進課

〒192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号

電話／042-620-7423（直通）

FAX／042-627-5939

E-mail／b430100@city.hachioji.tokyo.jp
